

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（2）（22. 1 定）			
日 時	平成 22 年 3 月 4 日（木）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 8 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	横田委員長、菊地副委員長、秋元・鈴木・大橋・中島・高橋・ 佐々木・成田（晃） 各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 総務部参事、保健所長、会計管理者、消防長、監査委員事務局長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました横田であります。もとより微力ではありますが、副委員長ともども公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ市長、理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には菊地委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋委員、佐々木委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり審査日程が決定いたしましたことを御報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

それでは、質疑を開始いたします。

共産党。

○菊地委員

◎奨学資金の改正について

議案第40号小樽市奨学条例の一部を改正する条例案が出されていますので、その点についてお尋ねいたします。

まず、改正に至った経過について、どういった議論が重ねられたのかお尋ねします。

○（教育）学校教育課長

奨学資金の改正についてでございますけれども、奨学金につきましては、現行の支給額から言いますと、給与分が年4万8,000円、貸与分が年3万6,000円、合わせて年額8万4,000円となっております。これを、変更後は給与のみとして年額5万円で提案しております。

改正に至った経緯でありますけれども、これまで支給額につきましては公立高校の授業料を目安として算定してきましたが、平成22年度から公立高校の授業料無償化と私立高校の就学支援金が実施されることに伴い、この奨学金の見直しを行ったものであります。

○菊地委員

奨学金については、これまでも何回かにわたって議論させていただいています。給与一本に絞った点では、雇用条件が厳しい昨今、返済に苦勞するという声も聞かれますから、こういう改正になったことに意見を差しはさむつもりはないですし、時宜にかなった決断かと思えます。

ただ、年額5万円とした根拠について、どのようにはじき出したのかについてお尋ねしたいと思います。

○（教育）学校教育課長

年額5万円とした理由でありますけれども、高校生活にはいろいろな経費がかかると思えますけれども、そのうち、教科書の購入費、そして、定期的に納めなければならない生徒会費、PTA会費、それを奨学金の算定の指針といたしまして、市内5校の状況を勘案しまして算出しております。

○菊地委員

クラブとか、そういうものにもお金がかかるということで、金額の増額とか、枠の拡大についてもぜひ検討してほしいと申し述べてきました。

昨年度も27人の募集枠に倍ちかい53名が応募をしています。金額の増額、それから枠の拡大についての議論の余地はなかったのでしょうか、お尋ねいたします。

○（教育）学校教育課長

まず、支給額につきましては、先ほど答弁いたしました考え方で算定したところであります。

対象枠につきましては、現行の年70人という形で続いていますけれども、従来から基金の運営が大変厳しいということで、現行より拡大することについては厳しい状況になっておりますので、今回についても現行の70人が対象者ということで進めております。

○菊地委員

これまでの議論経過の中でも、財源がいつまでもつのかといった御答弁をたびたびいただいていたいました。

資金が底をついた段階で、制度の廃止といった考え方をされているのかと私は逆に心配しているのですが、先のことについて、改めて、どういうふうにしていこうとされているのか、お尋ねしたいと思います。

○（教育）学校教育課長

この奨学金制度自体が市民の方からの善意で成り立っている事業でスタートしておりまして、それぞれの年度でいろいろな寄附を受けながら基金を維持して、運営していきます。

今後につきましては、今のところ、この制度を変えてうんぬんという形の検討には至っておりませんので、今の状況の形の中で進めていきたいと思えます。

○菊地委員

財源がいつまでもつのかという心配が一つあります。その先に廃止ということは今のところ考えていらっしゃらないということだと思うのですが、どのような形にできるかは別にして、今、この制度で学業を続けていくことができる子供たちがいる間は、救済措置を廃止する選択だけはとっていただきたくないという要望を述べまして、ぜひ、そのことはお願いしたいと思います。

○教育部長

昨年の第3回定例会で菊地委員から再質問がございまして、私のほうで答弁させていただいた記憶がございますけれども、まず、市町村の教育委員会の守備範囲は義務教育だというのが基本にあります。高校はどうでもいいとは全然思っておりませんが、そういった中で、市民の皆さんから学業に困難な状況の中で頑張る子供たちに使っていただきたいということで、昭和27年から始まり、58年を迎える制度になっています。

ですから、私どもも、浄財、原資をなるべく枯渇させないように長く制度として残していきたいといった観点も含めていろいろと検討しております。今回、授業料の免除というか無償化という大変大きな政策判断がなされた中での見通しであります。

現状の予測では、この先、まだ10数年くらいは原資としてはまだ大丈夫だろうというふうには思っています。今の段階で十数年後にどうするのかということまではなかなか議論が及ばないところですが、こういった市民の皆さんの善意を基にした制度をできるだけ長く継続していただきたいというスタンスで進めてまいりたいと考えております。

○中島委員

◎高額療養費の未請求問題について

私からは、最初に、福祉医療助成制度の高額療養費の未請求問題に関連して、主にチェック体制についてのお話を聞きたいと思えます。3月1日に我が党の北野義紀議員の代表質問で、平成15年度と16年度の乳幼児医療助成費分の資料が既に廃棄処分されていることが明らかになっています。

先だって、2月19日には厚生常任委員会がありまして、第1回目の審議が行われています。このときに、医療保険部長からは報告がありませんでした。北野議員の質問に対しては、そのうちわかることだと、他意はないと、御

答弁されましたけれども、なぜ厚生常任委員会で報告がなされなかったのか、お答えください。

○医療保険部長

3月1日の北野議員の代表質問に係ります再質問で、ただいまの高額療養費の未請求の乳幼児医療助成に係る関係書類についての私からの答弁で、言葉足らずで少し真意が伝わらなかったところがあったと思いますので、改めて答弁させていただきます。

2月19日の厚生常任委員会は、福祉医療制度そのものが非常に複雑で制度改正が何度も行われておりますし、高額療養費の未請求のことも、一度、市が立替払をして、それを保険者に対して請求するシステムであり、保険者に対する時効が2年であって、補助金の返還の時効が5年であるという非常に複雑な話でございましたので、基本的な状況を説明することを目的としておりました。そのため、当日、提出させていただきました7枚の資料についての説明ということで、今の廃棄書類のことは申し上げておりませんでした。

それから、この件について、いずれわかるということで私が申しましたけれども、これは、隠してもいずれわかることであるので、故意にそのことを2月19日の厚生常任委員会で申し上げなかったのではないという意味でございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○中島委員

当日、乳幼児医療助成の件数について触れる質問があったら答えられたのでしょうか。もし、こういう質問がなかったとしたら、報告をしないままに現在も済ませたのではないかと思われませんが、いかがですか。

○医療保険部長

ただいま申し上げましたように、乳幼児医療助成についての平成15年度、16年度の資料が存在していないことは、文書分類表そのものに誤りがあったということでごさいますので、当然、北海道にも報告をしていることでもあります。細かい中身につきましては、厚生常任委員会のときに配布した資料以外に、数多くの資料を用意して集中審議のときに説明を申し上げるつもりでおりました。その間に、代表質問の中で御質問がありましたので、その内容についての説明をしたところでごさいますので、よろしく願いいたします。

○中島委員

今日は、共産党の資料要求で出していただいた資料もありますが、上段については、私が、厚生常任委員会の質問に当たって事前にいただいた資料でありまして、この段階では、平成15年度、16年度については、請求件数全体で答えていますので、それぞれの項目では明らかになっておりません。下の表になって初めて、乳幼児医療助成の未請求分について15年度、16年度が欠落していることがわかる仕組みになっているのです。

本来なら、こういう重要な問題を審議している最中に、当然、説明があつてしかるべきだと私は思いますが、乳幼児医療助成の書類が破棄されていたことがわかったのは、具体的にいつですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

このたびの乳幼児医療助成の書類保存年限が5年ではなく3年となっていることが判明したのは、平成21年3月中旬、市内部での調査をしていく過程で判明したところです。

○中島委員

昨年3月ですか。それは、まだ調査が開始されていない時点ですね、全体としては。実際に、書類を調べに行ったのは、雪が解けてから旧石山中学校に探しにいったと聞いておりますが、それ以前にわかったということですか。資料を調べてわかったことではないとしたら、どういう経過でわかったのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

3月上旬に北海道へ協議に行つて、そのときには、書類の保存場所とか、あるいは実際に残されているものについては、旧石山中学校へ行って確認しなければならないので、とりあえずそういった資料の場所だとかは雪解けになってから行って調査しますという話をしているのです。実際問題として、内部でできるものを整理していく中で、

指令書の保存年数が 5 年と書かれている部分について、市の文書取扱規程の中でどういう扱いになっているかを調べたときに、重度心身障害者医療助成とひとり親家庭等医療助成については 5 年保存になっているのに、乳幼児医療助成が 3 年になっていました。そののころを確認しましたら、ずっと昔から 3 年になっているのだというような話がありましたので、道には、もしかしたら一部、ないかもしれないという話はしていますけれども、現実には、旧石山中学校にあるかないかは現地へ行かなければわからないので、その段階でまたお話ししますという報告をしております。

○中島委員

ちょっとそこら辺はあやしい気がいたします。実際には、調査して書類を探して出てこなかった、なぜか、そして、そういうところに行き着くのが極めて普通ではないかと思うので、事前に書類を管理する規程を調べてわかったというのは、これもまたちょっと理解しがたい部分だと思います。

それでは、そういうことがわかった時点で、どういう対応をしたのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今、話しましたとおり、まず、道へは保存期間が 3 年という期間で、実際に旧石山中学校まで行かないとわからないですけれども、とりあえず、後日、調査した結果を報告しますという話をしました。内部的には、その直後の 3 月の下旬に、毎年 1 回、文書事務取扱規程の補正という見直しがございます。3 月 18 日に、今の乳幼児医療に関する保存年限の訂正を総務課へ依頼して、平成 21 年 4 月から 5 年保存になったという経過があります。

○中島委員

総務課では、その日時で間違いはないですか。平成 21 年 4 月にそういう訂正を実施したのですか。受けていますか。

○（総務）総務課長

今、所管の部で言ったとおりでございます。

○中島委員

それでは、必要な書類が欠落していた。2 年間は既に廃棄していた。そういうことについて市長に報告されたのはいつなのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

実際には、道に話をしましたとおり、雪解けを待って、現実には書類の不存在を確認したのが 6 月に入ってからです。その時期に、今度、道と 2 年間の書類がないことに対しての取扱い、あるいは、さらなる調査、このあたりを進めてほしいと言われました。それで、最終的に北海道へは、平成 21 年 12 月 3 日付けで、てんまつ書で報告しておりますので、その前段階で市長へは伝わっていると思います。

○中島委員

こういう規程の書類も廃棄してなかった事実について、12 月半ばまで市長には報告をしなかった。これは、極めて当たり前のことなのですか。私は、本来、すぐに報告しなければならない中身なのではないかと思いますが、一般的なことなのですか。総務部長、どうですか。

○総務部長

通常、市長にどこまでの報告をするかはケース・バイ・ケースなのだと思います。特に、今回の案件については、ある意味では大変大きな迷惑をかけていることからすれば、もっと早く報告するということがあってもよかったのかと思います。ただ、一連の作業の中で、医療保険部も、調査そのものは本当に少ない人数で夜の時間で、何か月もかけて一から積み上げ、相当消耗している中で進めておりましたので、一定程度の数字だとか中身が見え、確定するまで、報告については時間がかかったものと理解しています。

○中島委員

厚生常任委員会に提出された資料がありますけれども、資料④に「高額療養費請求事務の流れについて」があり

ます。この流れは、申請の受付、受給者証の発行から始まって、振り込まれた高額療養費の収入を調定するまでの11段階の業務に分かれておりますけれども、そのときどきの決裁が不確定だったことが、今回のチェック体制の問題になっております。

最初にお聞きしたいのですけれども、当事者は、最初の2か月ほどはこの業務をやっていたのだけれども、その後にやらなくなったと聞いておりますが、なぜ途中でやめたのでしょうか、その理由がよくわからないのです。

○(医療保険)後期高齢・福祉医療課長

当人が最初の二、三か月はやっていて、なぜ、その後できなくなったかという御質問ですけれども、以前にも話しておりますが、窓口職場ということもありまして、窓口に来られた方の対応、あるいは、電話でのいろいろな問い合わせなどがあり、その中で、実際問題、日中の業務が繰り越した場合は、夜に残ってやることになるわけです。当時の平成14年10月くらいと言いますと、ちょうど医療制度の一部の見直しなどがありまして、係員も係長もそれぞれに忙しい状態になっていました。そういう中で、自分では、やり残している部分はあるのですけれども、後で何とかカバーしようというふうに当初は考えていましたが、だんだん月日が経つにつれて、できないままになってしまったということで確認しております。

○中島委員

つまり、忙しくてできなかった、日中の業務量では処理できないので後に回したと聞こえますが、平成21年1月に実施された道の事務指導検査での指導により、平成19年度、20年度の未請求分を処理していますね。これは、先日の厚生常任委員会で他会派の質問への御答弁でしたけれども、19年度は50件ほど、20年度は10件ほど、まだ請求していなかったものがあつたので、その時点で指導に基づいて請求を終わらせた。2年の期限があるという、19年度は50件残っているのです、この時点で。これまで、期限のない仕事だとは言っていましたけれども、19年度分が21年1月に50件も残る、20年度分も10件残っている仕事の仕方といいますか、現状が続いているわけです。こういう仕事の中身について、どういうふうに終わりを確認するのですか、確認する仕組みがあつたのですか。

○(医療保険)後期高齢・福祉医療課長

まず、期限のない仕事と申していますのは、健保組合などの各保険者に対する期限がなく、相手から督促されることもないという意味で、みずから自発的に保険者に請求するという行為から、期限のない仕事という言葉を使っております。基本的には、医療機関から送られてくる各医療費のデータをもとに情報システム課からリストが打ち出されてくるのは毎月の仕事であります。毎月打ち出されたリストの中から、高額療養費に該当する人をチェックして、その結果、高額療養費に該当するとなれば、その御本人に対して保険者に対する請求書兼委任状を送り、戻ってきたら保険者へ請求書を送付する流れになっております。

基本的には、今言ったとおり毎月やる仕事だというのが一つです。担当者は、通常であれば、累積して毎月毎月来ますので、残っている分については、折に触れて重ねての催促などをしなければならぬのですけれども、当時、まだ進行管理ができるようなリストが作成されていませんでした。今回、平成19年度、20年度の検査を受けた結果、高額療養費が発生した月日、本人へ委任状を送った日、帰ってきた日、保険者へ申請した日、入金があつた日、これらをリストにして、それぞれチェックして、一目で過去の分から進行状況がわかるように改善して把握できるようにしました。19年度、20年度の事務指導検査を受ける時点では、進行管理の部分で若干改善できていない部分があつたということです。

○中島委員

例えば、この資料を見ますと、平成18年度の請求件数全体は6,308件。そのうち、高額療養費の該当件数は、全部で何件なのでしょう。未請求も入れなければ、かなりの件数になりますよね。それ自体がリストとして出ているのですか。リストそのものを出していないところから問題は残っていたと思うのです。

結局、全体の請求件数の中で、高額療養費の対象だという件数そのものも出さなくて、毎月重ねていたというこ

とではないですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

先ほど中島委員もおっしゃっていたとおり、2月19日の厚生常任委員会で配布した資料④がございますけれども、⑥高額療養費該当者リストの打ち出し、ここまでは機械的に業務が進んでいきますので、この段階で⑦国保のリストと国保以外のリストが出ます。国保のリストは国保年金課へ送って、向こうで処理していただきます。

次に、国保以外の部分です。これは、福祉医療の担当者がこの中から金額その他を見て、高額療養費に該当する人をチェックする作業をしなければなりません。これがないと、だれが高額療養費に該当したかわからないので、このリストのチェックを怠ると、結果的にその後の作業が進まないといった形になり、今回の未請求につながったというふうに考えています。

○中島委員

ちょっと私の認識とは違うのです。医療機関からのデータがシステムに入った段階で、高額療養費の該当者のリストというのは自動的に出るのですか、選ばなくても。選ばなければならないのではないのですか。ここを、ちょっと確認させてください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

さらに細かくなりますけれども、いったん、該当者のチェックリストが出てきますけれども、その段階ではまだ予備軍という形です。それで、その中から一人一人の一部負担金の金額、課税・非課税世帯、該当するかどうかこれらの要件を見ながら抽出するというので、さらなる作業が必要であると思います。

○中島委員

その作業を、今回、医療保険部が過去にさかのぼって1件ずつやったと、そういうことですね。つまり、これは委任状を出したけれども返ってこなくてできなかったというレベルの話ではないのです。初めから仕事をやっていないという中身ではないのですか。そういう点で、こういう仕事の最初の段階からつまづいていることに、何のチェックも入っていないことが問題なのです。

係長は、この実務の経験者だと聞いていますが、こういう自分がやっていた仕事が、その後の担当者に引き継がれて実施されていないことを把握できないものなのですか。現場の課長としていかがですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

当時の話だと思うのですが、担当者が仕事を引き継いだのは平成14年4月です。当時の係長は、実際にその仕事を前年度からやっておりますので、一連の業務の流れについては恐らく把握していたと考えます。ただ、その中で、資料④にありますとおり、それぞれ節目ごとでのチェック、決裁を受けることになっておりますけれども、その決裁が上がってこないことについて、国保以外の高額療養費の請求がされていないことに考えが至らなかったのではないかとこのように思います。

○中島委員

課長はこの業務の存在そのものもよくわからなかったと聞いていますが、課長の就任はいつからなのですか。

また、引継ぎはなされたのか、この点はどうですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

当時の課長は、担当と同じく平成14年4月に新たに着任しております。業務の内容そのものについては、当時はよく把握していなかったというふうには聞いています。

引継ぎですけれども、当時の引継ぎ状況はちょっと確認していませんけれども、私が異動した平成20年4月に前の課長から引き継ぎましたときは、引継書のかみがみがありまして、その後ろには、それぞれの仕事によって違うかと思うのですが、課題となる事項、懸案事項、あるいは、今後、検討していかないといけない事項、こういった部分が主にこれからやらなければいけないものとして、これまでの経過、今後どうするかといった項目別の引

継ぎでした。それから、今までやってきた福祉医療助成だとか、老人保健制度の外郭、その他決算資料等を一式つけて、課長としての業務全体の流れを引継ぎというふうに受けています。

○総務部長

引継ぎの関係で私が事情聴取しましたので、補足説明をさせていただきます。まず、当時の課長は4年間いた課長ですけれども、配属時に総体的な引継ぎは受けたと。ただ、具体的な業務の引継ぎはなかったということは言っております。それから、高額療養費請求事務について、存在すら知らなかったというのは、そういう細かい業務の部分を行っているのであって、高額療養費の請求そのものがあるというのは、当然、わかっていたということです。ただ、具体的な業務の流れといいますか、そういうものについては把握していなかった部分があったと、そういうふうには本人からは聞いています。

○中島委員

総務部長、市役所の中での職場の配置換えというのは極めて頻繁に行われる日常的なことですよ。一般的な引継ぎというのは、何に基づいて行われるのか。書式とか書類とか、決められた基準というものはあるのですか。

○（総務）職員課長

事務の引継ぎでございますけれども、一般的には小樽市職員服務規程で定められておまして、第8条で、職員の配置替、退職等となる場合は、その担当事務を後任者又は代理者に引継ぎがなければならない。とうたわれております。ただ、特に決められた書式などはございません。

○中島委員

チェック体制もそうですけれども、課長の引継ぎはあったけれども、課題や懸案事項が送られただけで、具体的な業務については送られていないと、現在の課長がそうおっしゃっています。全体がそういうふうになっているかどうかはわかりませんが、やはり、こういうことが起きてみると、なかなか複雑な業務が多岐にわたってあるわけですから、とりわけ、補助金が絡んでいるとか、外部との関係があるようなものについては、きちんとしたルールや基準みたいなものをつくって送らなければならないものもチェックするべきだと思います。

今回、改めて、事業の流れの業務チェックのシステムを変更、訂正したと聞いていますけれども、問題が起きなければチェックされないということ自体がかなり深刻だと思います。この間、こういう問題が起きたことで小樽市役所全体の事務事業の仕組みといいますか、そういうものについての点検をやる予定だとおっしゃっていただけけれども、具体的どのように進んでいるのですか。

○総務部長

まず一つは、当該部の医療保険部です。特に、今回の福祉医療助成を含めて、極めて大きなお金を扱う医療保険部全体で現在掌握しておりますので、当然、医療保険部長を中心に、業務のあり方、チェックの仕方についての早期の点検をさせていただきます。

それから、同様にお金を扱う他の部局でも、特にいろいろな仕組みの中で仕事をしているところがございまして、この点検についても、もう既に指示をして各部で実施をしていただきます。

ただ、問題は、もう一つ、先般申し上げましたけれども、再発防止に向けてかなり具体的な項目によるマニュアルづくりを進めておまして、20ページくらいの冊子で読み合わせ等もしておりますけれども、そういったものも、逐次、これは全職員に周知をしながら、あるいは、研修、そういった場面で十分生かして、二度とこのようなことが起こらないような体制づくりをしていきたいと思います。

○中島委員

私は、この機会ですから、各職場でこれに類してやるべき仕事が怠っている事実はないのか、それぞれの職員の皆さんに怒らないから率直に言ってほしいという呼びかけぐらいやったほうがいいのではないかと思います。そういうところから出発して、相談ができる、あるいは事態を報告できるシステムづくりも必要だと思います。

これは、私の意見として、この項目については終わります。

◎置き雪対策の問題について

次に、置き雪対策の問題をお聞きしたいと思います。

一般質問に続いて、平成21年度の試行実施の問題についてお聞きします。

8路線52世帯を決定した経過について、少し詳しく教えてください。

○（建設）雪対策課長

平成21年度の試行実施として8路線52世帯に決定した経過についての御質問でございますけれども、今年度につきましては、昨年度も実施した世帯と、21年度から新たに実施した世帯と2通りございます。

昨年度も実施した路線は6路線で14世帯になってございます。これにつきましては、昨年度、人力で施行したものですから、今年度は機械施工により実施し、人力と機械の差を検証したいと考えております。

また、21年度は2路線38世帯で実施してございます。昨年度、一昨年度は、町会等により選定し、推薦するよう要望したところでございますが、選定される世帯が少なかったため、21年度につきましては、ステーションの担当とも相談しながら、置き雪対策の試行が可能な2路線を設定しまして、住民みずから申請してもらう方法を取り、実施してございます。

○中島委員

平成21年度、新たに設定した路線は2路線となりますね。対象路線の世帯数は、昨年度から引き続き21年度も実施した路線は、21年度も20年度も同じだと思いますから、新たに対象となった2路線の38件は全体で見ると2割と御答弁されていましたが、これは希望をとったとおっしゃっていましたが、この2路線について見れば、路線全体の何割ぐらいになるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

新たに希望をとった2路線の沿線世帯数に占める割合でございますけれども、約4割となっております。

○中島委員

そして、平成21年度は機械除雪ということで実施してございますけれども、機械除雪というのは、具体的にどのような方法を取り、経費が幾らぐらいかかるのかという見積りなどで内訳はわかるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

機械除雪の具体的な方法でございますけれども、タイヤドーザが通常のかき分け除雪を行った後、バックして戻り形をとりまして、タイヤドーザのブレードで間口を処理する方法をとってございます。

また、費用の見積りににつきましては、1軒当たりタイヤドーザによる作業ロスタイムとして、2分を見ており、その費用を計上してございます。

○中島委員

そうしたら、行って戻って置き雪をとって行くのに1軒で2分。先ほどのお話でしたら34軒ですから、1時間ぐらいは置き雪対策としてお金がかかるという見積りをしたのかと思いますが、人力と機械で実施をして、その差も見ていきたいとおっしゃっていましたが、費用の問題では比較検討ができるのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

人力と機械での費用の違いでございますけれども、一路線での検証は、今現在行っているところでございます。

1軒当たりの単価について説明したいと思いますけれども、機械等で実施するほうが人力で作業をするよりは基本的に安価となっております。

○中島委員

機械の方が安価だろうということで、機械で全部やるとしたら、全市的に大体50パーセント近くの道路が機械除雪で対応できる路線だということは本会議の御答弁で確認いたしましたが、実際に、試行期間の除雪費ですけれど

も、それぞれ当初予算と決算額がどうだったかもお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

試行期間の除雪費の当初予算と決算額でございますけれども、平成19年度につきましては、当初予算の9億5,050万円に対して、爆弾低気圧の影響から経費の補正を行っておりまして、最終決算額は10億1,689万2,000円となっております。平成20年度につきましては、当初予算の9億5,030万円に対して、決算額は8億7,477万円となっております。平成21年度につきましては、当初予算が9億5,030万円で現在実施中でございます。

○中島委員

当初予算で見れば、試行期間の3年間は、予算額は増やさずに9億5,030万円ととにかくやってみようと思った事業であります。

そうすると、今後、これを全市的に展開するとなるのかどうかの検討が必要なのですが、対象世帯をどれぐらいにするのか。また、機械で1軒当たり2分という計算をしていったときに幾らぐらいかかるのでしょうか。こういう意味で、この3年間の試行期間の実施で全体の経費は出てくるものなのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

全市的に行った場合の費用でございますけれども、全市的に行う場合、対象世帯の数の把握ができないことと、機械作業による検証を今は行ってございますが、現段階での見積りは非常に難しいと考えております。

○中島委員

ですから、きちんと結果が出るような試行をやらないと結論を出すのは無理ではないかと思うのです。6ステーションあるうち1ステーションだけととにかくやってみるという方向を決めて、金額的にどれだけ昨年度と違うのか、ほかのステーションとのバランスがどうなのか、こういうことを試行した上で結論を出していく必要があるのではないですか。この路線を少し、あの路線を少し、昨年度と本年度は違う路線でという状況では試行として結果を出す材料にならないのではないかと思うのです。

そういう点で、さらに費用が最大のネックになるのだったら、では、その費用をどうするのかという話になっていくのです。幾らかかるのかわからない中身で結論を出すのは、私は無理だと思いますが、試行期間を3年に限るということは決定しているのですか。

○建設部長

3年間にわたりまして、今、試行中でございますけれども、平成19年度、20年度と人力で作業をやって一定の問題、課題というのは整理してきたというふうに思っています。今年度も、これから検証させていただきますけれども、ある程度の問題点、課題は出てくるだろうと思っております。

そういった中で、機械除雪、それから人力除雪という現在考えられる方法について、結果が検証できるだろうというふうに思っています。あと、問題として今出てきているのは、対象世帯の問題だとかお金の問題だとか、そういったものをどうするのかという部分が非常に大きな問題だと思っております。そういった中で、3年間の検証を十分に生かして、次年度の置き雪対策をどうするかについては、しっかりと考えていきたいというふうに思っております。

○中島委員

しっかり考えた行き先が大変懸念されるので、私は事前に質問をしているのです。

他都市の状況を調べてみたのですが、高齢化が進み、高齢者のひとり暮らし、2人世帯が大変増えています。それは、私が言うまでもなく皆さんも十分ご存じだと思います。そういう意味でも冬期の雪対策が、決して一部の問題ではなくなってきて、置き雪対策を望む市民の声に押されて試行したのだと思うので、これは、ぜひ前に進める立場で継続していただきたいと思うのです。

他都市の実例では、自己負担の導入も検討されているところが少なくありません。例えば、滝川市では、介護保

険料の所得段階で月額1,250円から5,000円までの自己負担を導入し、平成20年度は約348世帯が利用しています。江別市でも、市民税の非課税、均等割や所得割の課税状況によって1万2,450円から2万2,450円の自己負担を導入しています。一定の負担をしてもいいから、とにかく置き雪については対応してほしいという要望もあるのです。

ですから、市民との相談だと思うのですけれども、一体何を優先して施策をつくっていくのかというときに、ぜひ市民サイドの声も聞いた上で、置き雪対策を試行として終わらせないで、前進させる立場で取り組んでいただきたいと思うのです。そういう点で、前向きな御答弁をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○建設部長

全道各地でも自己負担も含めていろいろな方法があることは、私どもも承知しております。先ほども申し上げましたように、今回の3年間の試行で小樽市としての課題、整理すべき点は一定程度明らかになるだろう、あるいは、なったというふうに思っておりますので、自己負担だとかいろいろな方法を含めて、十分に研究をして取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○中島委員

◎バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部改定について

最後に、議案第38号の小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資条例の一部を改正する条例案について質問します。今回の改正目的と従来に比べて対象工事の範囲を拡大した内容について説明してください。

○（建設）建築住宅課長

今回の議案の改正内容でございますけれども、当該条例は平成13年に制定いたしまして、高齢者や障害者の方のために行うバリアフリー改造と、一般市民の方が傾斜のある屋根などを無落雪屋根に改造する場合などに対しまして、工事費の一部を無利子で融資する制度で運用してございました。

今回の改正といたしましては、防災対策の促進を含めまして、市民の居住環境の向上を図ることと市内経済の活性化に資することを目的としております。1点目は、対象工事の範囲を拡大するもので、バリアフリー改造工事以外は無落雪屋根等の改造工事のみに限定していたものを、耐震補強工事を含めたリフォーム全般工事まで拡大するものでございます。また、2点目は、工事発注先につきまして、これまでは特に定めていませんでしたが、3年間の措置としまして、市内の建設業者に限定するものでございます。

○中島委員

これは、住宅ということですが、商店とか事業所関係については対象にならないのですか。

○（建設）建築住宅課長

あくまでも対象は住宅になってございますので、商店の場合は、住宅を併用している場合の住宅部分は対象としてございます。

○中島委員

これまで、この制度を利用してきた件数と、利子補給ですから、小樽市の負担分が幾らぐらいになるのか、1世帯当たりの補助額は平均で幾らぐらいになるのか、お知らせください。

○（建設）建築住宅課長

これまでの件数でございますけれども、平成13年度から開始しまして、今年度で9年目を迎えるわけでございますけれども、合計で66件の利用がございました。

それと、無利子融資ということですので、利息の補給分といたしまして、取扱金融機関に負担金として支払いをするものでございますけれども、この合計が631万218円となっております。この数字は、今年度の現段階での決算見込みの数字でございます。1世帯当たりの負担金の金額は、先ほどの631万円を件数で除しますと、1件当たり9万5,609円となっております。

○中島委員

総件数は66件ですけれども、たしか、年々、利用件数が減少しているという資料を見ましたけれども、利用件数が減少している理由についてはどのようにお考えですか。

○（建設）建築住宅課長

利用件数が少なくなっている理由は、大きく二つあるかと思います。

一つは、無落雪屋根の改造について、これまで積雪が多くあった年の翌年に改造が多い傾向が見られますので、近年、ちょっと雪が少ないためと考えてございます。

もう一つ、バリアフリーの改造に関しましては、確かに、最近、件数が少なくなっているのですけれども、介護保険制度に20万円までは1割の自己負担で住宅改修ができる制度がございまして、通常のバリアフリー改修を考えますと、手すりの設置や部屋の段差を解消する等の小規模な工事でありますので、そういうもので対応できるであらうと思います。しかし、住宅に昇降機を設けるとか、大きく浴室を改造するとなると、こういう制度が必要になってくると思うのですけれども、たまたま最近はそういう利用者がなかったということで考えてございます。

○中島委員

予算説明書を見ますと、バリアフリー等住宅改造資金負担金についての平成21年度予算は82万9,000円で、22年度予算は116万1,000円です。確かに、対象を広げるということで予算も増額したようでありますけれども、1件当たり9万円ぐらいの利子補給という中身でどれぐらいの利用件数を見込んでいるのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

利用件数について、利用見込みを正確に予測することはなかなか難しいことではございますが、予算を計上しておりますのはリフォーム全般工事の限度額である200万円までとしましたら、15件分の3,000万円を想定してございます。また、バリアフリー改造の限度額はこれまでと変更はございませんけれども、200万円の6軒分で1,200万円、合わせまして融資額の総額は4,200万円ということで、限度額をそのまま使わない小さな工事の場合は件数が増えると考えてございますけれども、予算はそういう内容で計上いたしました。

○中島委員

私は、平成21年第4回定例会のときにも、民間住宅リフォーム助成制度を実施し、市内業者を利用することで喚起してはどうかという提案をいたしました。3年間という期限の決定や地元業者についてはこの条例改正に入っているように思うのですが、正直言って、この制度がなかなか活用されない背景には、景気が悪くて収入が減って、なかなか厳しい生活を強いられている市民の生活実態があると思うのです。一般的に家を直そうとか手を入れようというのは、退職して一定のまとまったお金が退職金として入ったとか、人生の節目のときに、今あるお金を利用してどれぐらいの向上をするかと考えるほうが普通ではないかと思うのです。金融機関に借金をして利息だけは小樽市が払ってくれるから、さあどんどん改修するという方は、この当世はいないのではないかと思うのです。

決して、この条例の改正がだめだというわけではありませんけれども、時勢と市民の感情から考えれば、こういう形の利子補給よりは、家を直したいと思っているけれども、きっかけがつかめないという方々がいる中で、地元業者の仕事につながる助成制度などを立ち上げたほうが、経済的にも、また、市民の要求の希望を引き出す中身にもつながると思うのです。決して、この議案第38号を否定するものではありませんが、もう一步踏み込んだ民間住宅リフォーム助成制度に転換するようなことを検討していただきたいと思いますが、3年間の実施、利用状況を見て、積極的な活用があまり見られないときには、新たなリフォーム助成制度も再度検討するということがいかなるものなのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

3年間、この改正内容で実施して思うような利用がなければ検討をしてはどうかという御質問でございますが、この制度が立ち上がった経緯で少し説明させていただきます。当該融資制度を開始したときは、例えば、病気です

とか加齢でバリアフリー改造が必要になった。また、高齢などで屋根の落雪の処理が難しくなったので無落雪屋根の改造工事が必要になった。そういったときに、自己資金がない場合でも、例えば、100万円の工事費を無利子で融資できて利用できるというのが始まった理由の一つでございます。

今、道内でも助成制度を実施しているところもございまして、例えば、100万円以上の工事に対して20万円を定額で助成しますという制度もございまして、そうしましたら、残りの80万円は自己資金を用意するなり、別に金融機関で用意することになると考えてございます。そういったことで、本市の融資制度の改正によって、今、申し上げましたような融資制度の利点を継承する中で、経済対策に配慮して3年間の措置として市内業者を対象とした工事と融資枠の拡大を図ったわけでございますから、この内容で当面は運用してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○鈴木委員

◎予算編成の考え方について

今日は総括質疑ということで、予算編成そのものの考え方をお聞きしたいと思います。

平成22年度の予算説明書を拝見させていただき、その中で、今回は、地域経済活性化等推進資金基金や地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して、かなりの面で経済雇用対策を盛り込んでいただいたと思っております。自民党といたしましても、まずは市内の経済活性化が何と言っても一番ということでございまして、そういう意味では、本当によく反映していただいたということで、ここで感謝を申し上げたいと思います。

決算書が行ったことの集大成としますと、予算は意気込みだと考えています。これから何をしたい、これからこういう方法でいきたい、そのためにはこういう支出をするということが明確にうたわれていると考えています。そういった中で、山田市長が、今回、経済雇用関係にこれだけの予算を割いて、ましてや、9億何がしの財源不足の苦しい状況の中でやっていただいたということで、経済活性化、雇用に関する思いがあると考えております。その部分で結構ですので、こういう対策をしたことの意義を教えてくださいたいと思います。

○市長

御承知のとおり、大変厳しい経済状況でもありますし、それに伴って雇用状況も悪いということでございますので、その部分を何とか行政で十分耐え得る支援をしていきたいという思いで、今回、予算編成をしたわけです。

本会議でも答弁いたしましたけれども、経済雇用対策を重点的に取り組もうと。特に、経済の関係では公共事業の確保の問題で、少なくとも前年並みは確保しようという意気込みでいろいろな事業をやりました。それから、商店街対策なり中小企業対策、さらには、観光振興で、これからの中国をターゲットにしたような取組も進めていこうと、このように、経済におきましては幅広い観点で取り組んでいこうと。そして、一日も早く景気回復があればそれに越したことはありませんので、とりあえず、つなぎといいますか、景気回復までの間は一生懸命行政が支えていくという姿勢で取り組んだところであります。

それから、雇用の問題については、既に御承知のとおり、新卒者の雇用状況が悪いものですから、新規高等学校卒業生雇用奨励金を設置して、雇用の確保に努めていきたいという思いで、ぜひいい効果があるように我々は期待しております。

○鈴木委員

市長の思いはよくわかりました。ということで、もちろん我々も議員としまして、この中身を確実に実行して、経済的にこれだけで足りると思っておりますけれども、何とか一部になればと思いますし、今後もいろいろと検討していきたいと思っております。

予算説明書を見せていただいた中で、使用料及び手数料という項目があります。先ほど言いましたように、歳出の部分は意気込みなのでしょうけれども、歳入は市税が下がっており、交付税によってかなり左右されるということでございます。そのほかには、使用料及び手数料がある意味、小樽市の財源となるわけでございます。ですから、まず、この歳入についての考え方なのですけれども、昨年度、観光物産プラザとか体育館の使用料を上げました。あの時点でお聞きしたのは、ほかの都市との平準化、例えば、ほかが高い、小樽は安い、その逆もあったりして、大体一律にしようということ、それから、財源的に確保したいという2点だったと認識しております。

この財源確保という面に関しまして、1年ぐらい経つのですけれども、その効果について教えていただきたいと思っております。

○（財政）笹山主幹

鈴木委員がおっしゃいましたとおり、使用料及び手数料の改定につきましては、まず、他都市との比較において同レベルであるかの検証が一つと、それから、財源確保という両面があります。平成21年度についてですけれども、当初の見込みでありますと、全会計で約3,000万円程度の効果が出ると推定しておりますけれども、実際の効果につきましては、まだ終わっておりませんので、終了後に効果がどうだったのかを検証してまいりたいと思っております。

○鈴木委員

その件につきましては、正確な数字は決算を待たなければわからないという御答弁ですけれども、私が思いますのは、今の料金はサービスの対価ですので、結局、自分でサービスを受けるものに対してお金を払うという使用料なのでございます。料金の改定で金額が上がって利用比率、利用人数が下がって、もしも、財政効果的にそんなに変わらないような、例えば、何百万円の上乗せぐらい、何百万円でも大きいのですけれども、我々議員の立場からしますと、同じ収益を生むのでしたら、料金を安くしてたくさんの方に使っていただき、その方々に施設を使って満足していただくという考えの下に、立つのです。ですから、補っても財政効果があるのかをお聞きしたいと思っております。

○（財政）笹山主幹

まずは、市民の皆様により多く利用していただくことが基本的な考え方でありまして、料金設定については、前回、平成17年度に全面改定をしました。それまでの20年間は改定をしてこなかった経過もありまして、今後の改定については4年ごとの定期的にと定めておりますが、それには他都市とも比較しながら料金設定を考えていきたいと思っております。それから、料金を安くすることによって利用者を増やすのも一つの方法ではないかと思うところでありますけれども、基本的には、他都市並みの料金設定をして、その中で施設のPR、イベントづくりなどについて積極的に提供することによって利用者を増やしていく方向で進めてまいりたいと思っております。

○鈴木委員

わかりますけれども、その考え方なのです。例えば、平準化して他都市と同じにする必要があるかとまでは言っていないかとは思いますが、逆に言えば、小樽市は施設料が安い、そのかわりたくさん使って、収入が一緒という考えではいけないのかということが一つです。それで、他都市と横並びにする考え方が当然なのだろうかと思うのですけれども、そういう考え方なのですか。

○財政部長

御指摘の趣旨はよくわかります。ただ、これまでの使用料改定の中で、例えば、中学生以下の入館料を無料にしたり、あるいは、高校生、高齢者の方は半額にしたりということも一つ施策として打っております。一般料金についてはそういう考え方はとっていませんけれども、ただ、残念ながら、ここ数年間の厳しい財政状況にある中で、先行して入館料なり使用料を低額に抑えていくことはなかなか難しい判断があると思っております。やはり、その尺度としては、一応、他都市なり、人口10万人以上の都市を一つの目安とさせていただいて、すべてがそれで解決するとはなりませんけれども、その辺をめどに料金設定をしていくのが当面の絵姿かというふうに思っております。

○鈴木委員

これは、お願いなのですがけれども、料金を上げることににおいては、利用者の減り方も加味しながら、トータルの収入を考えていただきたいというのが論旨でございます。

今後、いろいろな形で、どうしてもこういう財政ですから値上げというのはやむを得ない部分はあると思うのですが、料金の改正のときには、単純に今の利用人数掛ける何パーセント上がったからというわけではないのは重々おわかりだと思うので、そのところをお考えの上、やっていただきたいということでございます。

◎総合博物館及びおたる自然の村について

先ほど、市長に御答弁をいただいたように、予算といいますのは、基本的にやる気の表れであると思っております。今の使用料及び手数料ですけれども、全体で8,000何百万円下がっているのです。その中で、港湾関係の港が使われないという理由が大きいのは把握しております。

しかし、特に、総合博物館とおたる自然の村ですが、ほかにもたくさんあるのですけれども、まず一つは、昨年度の予算に対して、平成22年度は200万円とか300万円とか下がっています。私が思うに、やる気があるのだろうか、もっと利用者を増やしたり、たくさんサービスをして集客したり、来てもらう努力をしようと思っているなら、民間的な発想で言えば、基本的には前年度より1割アップが目標なのです。そして、努力したけれども、だめで通年どおりというのは、よくあるのですけれども、それに比べまして、最初からこういう形で下げているのはどういうことなのかをお聞きしたいのです。

○（教育）総合博物館副館長

鈴木委員の御質問でございますが、昨年度の予算に比べて平成22年度は300万円ほど落ちていると言えますのですが、19年7月に総合博物館が開館いたしまして、ここまでの推移の中で、実際の問題として予算と決算の開きが出てきております。22年度の予算を組む際には、21年度の決算見込みを基にいたしまして、そのままではなく、新しいことをいろいろと取り組んでいく中で、歳入につきましても10パーセントほど実際のものに付加した形で予算を考えているところでございます。ですから、決して意気込みがなくなったわけではなくて、逆にどんどん新しいことに取り組んでいくという見込みで予算を計上しております。

○（産業港湾）農政課長

おたる自然の村の収入も、決してやる気がなくてこの予算ということではありません。基本的には指定管理者であるおたる自然の村公社が行っておりますけれども、収入を上げるという努力は、毎回、指導しておりますし、何とか収入を上げたいということで一生懸命やっているのは事実でございます。ただ、収入の見積りに当たっては、実態に合わせていくのがいいということがありますので、過去の経緯、それから決算見込みの数字等を勘案しまして、実態に合わせるということで、今回は200万円ほどを減額して計上させていただいたところでございます。

○鈴木委員

今の御答弁でわかりましたとは言いませんけれども、例えば、総合博物館使用料の場合、昨年度も予算と実態について同じつを踏んでいるのです。毎回毎回同じことをしています。例えば、前は下げて、そこから変わらないのであれば1回きりだと思うのですけれども、前回は今回と同じです。実態の収入は1,700万円くらいなのでしょうけれども、平成22年度の予算で2,000万円というのは、実態よりも1割ぐらい頑張るといえるものが入っていることを先ほど御答弁しているのだと思います。

ただ、総合博物館のことなのですが、昨日、前田議員が教育長にお聞きしており、その中では、改善点いろいろあり、当初予想していた以上に子供などの無料入館者が大幅に多いことが原因で、入館料が予想を下回ったということでした。その中で、クラシックカー博覧会とか、すごくいいことを言っていて、これからは総合博物館に人が来る、そうやって宣伝していくし、注目されているという御答弁をいただいているのです。こういうペースでおっしゃっているのに、どうしてこうなのかを聞いたのです、先ほど言った1割とかそういうのではなくて。

○（教育）総合博物館副館長

もともと総合博物館ができたときに私どもで考えた入館者数は、もとの交通記念館の数字を考えながら新しくリニューアルする中で、歳入の数字に当たっていく有料入館者数的には10万人ぐらいといったことを目標においていろいろなことを考えていたのをごさいます。

実際の事業としましては、正直には博物館としてやるべき調査、研究の事業がベースにあります。そして、それを活用した中で展示があったり、講座があったり、そういう意味では入館者数的にはたくさんの市民の方に何度もお越しいただこうと進めてまいります。ですが、当然、そういった活動の中で、遠くからいらっしゃる観光客もおりますし、そんな中で、私どもとしては、もっとたくさんの数字を念頭に置きながら頑張ってきました。ただ、実際に出てきた数字でいいますと、この3年間である程度見えてきた中で、この予算を計上しています。

私どもとしましては、地道な活動のほかに、たくさんの入館者に来ていただけるような講座とかイベントといったものをたくさん組んでいる状況です。22年度におきましても、今、蒸気機関車の機関車庫三号がやっと再公開できることがございまして、こういったものも絡めた取組を行っていきながら、たくさんの方に利用いただけるように進めていきたいと考えております。

○鈴木委員

逆の側面から伺うのですけれども、予算説明書には有料入館者数のみが出ています。今のお話だと、もっといろいろな社会教育で使っていただいているということなのでしょうが、無料で入館している方はどのぐらいいらっしゃるのですか。

○（教育）総合博物館副館長

本館について特にお話ししたいと思っておりますけれども、割合で言いますと7割方が無料の入館者になります。3割ぐらいの方が有料の入館者です。中学生以下の子供たちなり、就学前の子供もたくさんいらっしゃいます。それから、市民の皆さんに大変人気があるのがパスポートでして、これは、年間何度でも自由に入場できるものですが、この利用もございまして。そんなことで、当初考えていた以上に、無料で何度も利用していただいている割合が多いのかと思います。

○鈴木委員

当初は、予算をこうして頑張って、もうちょっと希望を高く持ってやっていただきたいという方向で行こうと思ったのですけれども、私も総合博物館が建つときにいしましたが、そのときには他会計のお世話にならないぐらいに頑張るのだと言っていたのです、基本的には。そういうふうにおっしゃっていたのですが、御答弁を聞くと、完璧にそういう論議ではなくて、社会教育施設として生きていくような形になるので、我々とかみ合わないところがあるのです。観光施設と言ったらおかしいですけれども、やはり、観光スポットとして、もっと観光客を呼んで収益を上げるのではないのかという部分が見えないのですが、大丈夫なのかという論理なのです。小学生分は教育として、私は大事だと本当に思っていますので、無料でいいのです。ただ、そういうところに重きがなくて、本来、観光スポットとかそういう集客を考えていないのであれば、こら辺で方向転換をしないとだめなのではないかという思いがあるのですけれども、どうでしょうか。

○（教育）総合博物館副館長

実際、リニューアルオープンしてから今年の1月で3年目に入りますが、実は昨年、旅行代理店の団体ツアーが連日のように入りました。これも、どちらかというと、生涯学習施設ということもございまして、親子連れのツアーで、東京、名古屋方面からございました。そういった中では、観光施設的な部分の要素も多分にあると思いますので、私どもも、今後については、旅行代理店等の関係とも連携をとり、そういった要素も取り入れながら、何とか入館者対策については対応していきたいと考えております。

○鈴木委員

今お聞きしたとおり、観光スポットと社会教育施設を併用して、それだけの人数を集められるのですかということが一つあります。それよりは、本当の社会教育施設として生きていくのがいいのではないかという思いもするのですけれども、今のように中途半端に、観光客を呼びます、ツアー客を呼びますというお話をしますと、いつまでたっても収益はどうかという話をせざるを得ないのです、はっきり言いまして。そこら辺のところはどのようにお考えなのかを聞いて、私の質問は終わります。

○教育部長

総合博物館のコンセプトとしてどういうふうに位置づけるのかというお尋ねだろうと思います。

子どもが交通記念館から総合博物館とした際に、今、委員がおっしゃるように観光施設なのか、当時の交通記念館も含めてなのですけれども、その辺がはっきりしないのではないかという議論を内部でもした経緯がございます。今、子どもが思っているのは、基本的には社会教育施設だと。ただ、総合博物館はいろいろな優位点を持っているわけです。鉄道で言えば、北海道で一番古い起点がありますし、機関車庫三号も今回修復しましたし、大勝号というまだあまり知られていない大切な蒸気機関車もあるという中で、社会教育施設である総合博物館というものを基本にしながら、その中で観光客にも訪れてもらえるという、基本的に、単純に観光施設という位置づけでは考えておりません。

確かに、入館料は当初考えていたより相当というか、半分ぐらいといった状況で苦戦しているのは事実です。実は、平成20年度の決算で入館料が1,800万円ぐらいでした。20年度は、運河館も含めてさまざまな取組をする中で、昨日の前田議員の質問でも答弁いたしましたけれども、今現在で、もう既に20年度の入館者は上回っています。まだ最終決算ではないですけれども、入館料も一定程度増えるのではないかと考えています。

ですから、その分も含めまして、今年度は約2,000万円という入館料を予算計上させていただいているわけです。さらに、機関車庫三号が4月29日にオープンといいますか、公開予定でありますので、そういった魅力といいますか、情報というのはできるだけ発信をしながら、予算の2,000万円を少しでも上回るように努力したいと考えております。

○成田（晃）委員

◎過疎対策事業債について

私からは、代表質問の中から質問したいと思います。

最初に、過疎対策事業債の性質というか、どのような資金で、どのように行われていくのか、また、小樽市にとってはどうかをお伺いしたいと思います。

○（財政）財政課長

過疎対策事業債の概要についてのお尋ねだと思います。

まず、対象事業につきましては、いわゆる過疎法及び過疎施行令で定められておりまして、道路や港湾、地場産業振興施設などの産業施設、あるいは、小中学校とか保育所とか病院などの生活基盤、こういうものの整備に要する経費を対象としております。

起債ですから充当率がございます。充当率は100パーセントということで、病院とか下水道という公営企業債の対象となるものは、公営企業債が50パーセント、残りの50パーセントは過疎債の対象となります。過疎債の大きなメリットは元利償還金に対しまして70パーセントの交付税措置でございます。それで、今回、過疎法が6年間延長になるということなので、報道等によれば、先ほど言いました対象事業なども追加になるように聞いております。

取扱いの詳細でございますけれども、例えば、道路などでは延長、幅員、路盤の厚さなどの細かい規定があるようでございます。過疎法の対象になるのは初めてでございますので、そういう詳細につきましても道などからの情

報収集に努めていきたいと考えております。それから、過疎債の対象になるには過疎の計画をつくらなければいけませんので、それが義務になっております。

○成田（晃）委員

義務づけられる過疎の計画というか、過疎債を借りるための金額は幾らでもいいのですか、それとも上限が決められているのですか。また、返すのは何年で返すのでしょうか。

○（財政）財政課長

過疎債の上限でございますが、平成21年度でございますと、全国で2,638億円の過疎債が計画でのっています。22年度は、追加することもあるかと思いますが、2,700億円と若干伸びたような形でございます。

委員もご存じかと思いますが、昔ですと過疎債には道の枠があり、届けの分で配分されていたのですが、協議制になってからはそういう枠はないようでございます。気になるのは、1団体当たりでどれぐらいが限度になるのかだと思いますけれども、その辺の詳細につきましては、いろいろとあるようでございますので情報収集集中でございます。

○成田（晃）委員

腹いっぱい借りられるのだったら腹いっぱい借りてほしいのです。

（「返さなければいけないじゃないの」と呼ぶ者あり）

○（財政）財政課長

例えば、病院など公営企業債の対象になっても半分は過疎債の対象になりますし、規模が大きくなります。借入れですけれども、実際問題として、先ほど全部の枠を言いましたけれども、例えば平成20年度は、2,720億円の枠の中で、実際の借入れは2,118億円なのです。ですから、余ってはいるのですけれども、今後、増加となる要素として、例えば、過疎法でいくと、小樽市のような大きな団体は恐らく想定はしていないと思います。これだけの大きな団体になりますと、借る額も莫大ですし、50億円となると、小さな市町村の1年間の財政規模にも匹敵するようなところを想定しています。ですから、そこら辺を予定しているのかどうかという問題もございまして、あるいは、今、先の問題としては消防の情報化などでもかなり多額の経費がかかることが予定されております。ですから、そこら辺につきまして、総務省なりが予定しているのかどうか、そこら辺ははっきり説明できないような状態でございます。

○成田（晃）委員

ちょっと喜んだ部分は、小樽市はこれから病院を建てなければならない状況で、その病院を建てるために、この過疎債を使うことによって負担が少なくなってくるのではないかと考えられると思うのです。これについては、6年間の期間があるわけですけれども、本年4月から過疎債が適用になることを示されたものですから、この期間の中で、一つずつそれをやっていけるものなのか、6年間の枠に定められてしまうのかも含めて上部団体と協議してもらいたいと思っています。その辺をきちんと把握し、小樽市ではこういうものを担ってきたいという優先順位を決めていただきたいと思うのですけれども、それについてはどういうふうに考えていますか。

○（財政）財政課長

過疎債を借りることで、交付税措置が70パーセントですから、ほかの起債よりも大きな交付税措置がありますので、償還のときには、かなりの財源効果が予定されると思います。しかし、現実を見ますと、北海道内で公債費の高い団体、制限比率を上回っている団体のほとんどが過疎市町村でございます。ですから、70パーセントから100パーセント、30パーセントの実質負担もなかなかばかにならないというふうに私自身は考えております。ですから、過疎債を借りるにしても借りないにしても、枠があるにしてもないにしても、やはり施策の優先順位は必ず考えなければいけないものだと考えております。

それから、6年間ですべて実施してしまわなければならないのか、あるいは、6年間という枠があるのかという

お尋ねでございますが、まず、地方債計画自体が単年度でございますので、1年単位のものと考えております。それから、現行の法律は、過疎から外れたときには、5年間の経過措置がございます。経過措置は過疎の対策が終わって次の法律で位置づけられるものですから、そこら辺の動向というのは、今のところはわかりませんが、現行の法律では5年間の経過措置があるのは事実でございます。

○成田（晃）委員

これは有効に使ったほうがいいと思うのです。イメージは悪いですが、せっかく指定を受けた以上は、有効に使って、小樽市内の業者がくまなく潤えて、発展できるようなものをつくり上げていただきたいと思っています。もし、病院がなければ、体育施設、学校の耐震化にも使えると思いますので、その優先順位をしっかりと市内で組立ててやっていただきたいと思っています。

これについては、市長、どういうふうに考えていますか。

○市長

過疎債の適用になればいいなという話は前からしていました。実は、函館市も釧路市も対象になったのです。ここは過疎の町村と合併したので、過疎債の対象となったと聞いています。それから、砂川市長に会いましたら、砂川市は、今、200億円からの市立病院を建てていまして、よく金があるねと聞いたら、過疎債の対象になるから助かるのだという話をしていまして、そのようない話ばかり聞くものですから、これは、ぜひ有効に使っていきたいと思います。

何と云っても、まずは病院だと思いますので、病院については大いに活用させていただいて、早くいい病院を建てたいと思っています。将来の返還のこともありますから、どんどん使うわけにはいきませんので、そういったものを計画的に導入していき、例えば、将来の小中学校の新築とか、あるいはプールの建設、いろいろな事業が、メジロ押しですから、そういったものを十分勘案しながら過疎債の適用も考えていきたいと、こう思います。

○成田（晃）委員

市長、本当にしっかりと取り組んで、前向きに市民の皆さんのために頑張ってくださいと思っています。よろしく願いいたします。

◎自殺の予防対策について

次に、自殺の予防対策についてですが、小樽での自殺者の数は、直近の3年間でどのくらいでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

小樽市の自殺者数の推移についてでございますけれども、平成18年は24人、19年は24人、20年は34人となっております。なお、21年につきましては、まだ確定数ではございませんが、約30人程度と道から聞いております。

○成田（晃）委員

男女別、年齢別はどういうふうになっておりますか。

○（保健所）健康増進課長

男女別の人数の部分でございますけれども、平成19年と20年で申し上げます。19年の24人の内訳は、男性16人、女性8人、20年の34人の内訳は男性28人、女性6人となっております。また、年齢別の構成でございますけれども、19年は19歳以下ゼロ人、20歳代1人、30歳代2人、40歳代7人、50歳代5人、60歳代6人、70歳代3人、80歳以上はゼロとなっております。20年は19歳以下2人、20歳代2人、30歳代3人、40歳代8人、50歳代6人、60歳代6人、70歳代5人、80歳以上2名となっております。

○成田（晃）委員

要因や原因はいろいろあると思いますけれども、調査はしていますか。

○（保健所）健康増進課長

御質問にございました自殺の原因につきまして、小樽市内の原因別の人数については把握しておりません。こ

ちらに関しては、小樽警察署に何度か照会をしておりますけれども、人数が比較的少ないことから、ある程度場所とかが特定されて、個人情報としていかなものかということで情報はいただいております。ただ、北海道の自殺者数のデータがございますので、この数値を申し上げます。平成20年の原因で、一番多いのが健康問題、2番目が生活、経済問題、主に倒産、失業、多重負債などです。3番目が家庭問題、親子関係の不和だとか夫婦の不和、又は介護、看護疲れなどがあり、4番目が勤務問題となっております、仕事の失敗だとか職場の人間関係のあつれきなどがあるという統計が出ております。

○成田（晃）委員

自殺者数が増えていることで、小樽市でも今年度から50万円の予算を計上されています。この予算の配分の中に、自殺した人の家族の保護というか、ケアというか、家庭では大変な思いを持っていると思うのですが、この人たちをどのようにケアをしていくのか、その対策については何か手を打っていますか。

○（保健所）健康増進課長

今、委員がおっしゃられた自殺未遂者だとか自殺で残された家族のケアでございますけれども、保健所で、今はどういった方々が自殺しているかという部分がきちんと把握できておりませんので、その部分についてはまだ手がついていない状態となっております。ただ、国では、救急病院等に運ばれた自殺未遂者の方に対しまして、どのようなことが理由かという研究は進んでおりますので、そういった部分を見ながら、小樽市の場合に何ができるかについて考えていきたいと思っております。

○成田（晃）委員

毎日のように、いじめだとかで自殺しているという報道がありますから、その面についても心配りをしなければならぬと思っておりますので、こういう人たちを未然に防ぐ方法を小樽市全体で考えていかなければいけないと思います。また、それぞれの自治体だけでなく、まちも含めて対策をつくっていかねばならない部分だと思っておりますけれども、これについて50万円の中でポスターだとかチラシだとかをつくるのでしょうか、もっときめ細かい、組織立った動きをつくらせる方法が何かあったら考えてもらいたいと思っておりますが、保健所ではどのように考えているのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

小樽市では、平成22年度から、地域自殺対策緊急強化基金を使いまして自殺予防対策に力を入れていきたいと考えております。内容としましては、まず、一般市民の方々に自殺は防げるという考え方を広く普及することが第1番だと思っておりますので、この部分に力を入れていきながら、さらに、自殺を考える方々が相談するいろいろな窓口に対しても保健所から働きかけをいたしまして、ネットワークというか、そういう連絡会のようなものをつくりまして、その中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

なお、委員がおっしゃったように、保健所や小樽市だけでは対策が十分できる問題ではないと思っておりますので、関係部局である労働基準監督署とか警察、又は人権擁護委員会なども連携していきたいというふうに考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○秋元委員

◎高額療養費の未請求問題について

初めに、高額療養費の未請求問題について伺います。

職員の皆さんは、どのように受け止めていらっしゃいますでしょうか。先日、我が党の千葉議員も厚生常任委員会で話していたとおり、多くの市民の方から大変怒りの声をいただいております。

さまざまな声があるのですが、中でも、私がいただいた方の印象的だった事例が 1 件ありまして、その方が言うには、こういう問題が起こったのは当然だということで、これまで小樽市役所に来ていろいろなどところを見る中で、例えば窓口業務でたくさん市民の方が並んでいるのに、一生懸命働いている窓口の職員をしりめに、ほかの職員が全然手伝っていない状況を見て、どうなっているのだろうと思うというお話でした。また、全然愛想がなく、笑いかけてもくれない、窓口を探したりわからないことがあったりして、ロビーを右往左往しているときも、職員は声もかけてくれないという方がいらっしゃいました。こういう状況は、小樽市役所の職員の中で、今始まったことではなくて、昔から常態化していたという話でした。市としても、これまでさまざまな問題を踏まえていろいろと対策を講じてきたことと思いますけれども、こういう状況が常態化していたという認識については、どのように考えていますか。

○総務部長

総体的なお話なので、私から答弁させていただきます。

一つは、今、御指摘にありました市民の皆さんに、私ども職員がそういうイメージを持たれているということは非常に残念で、遺憾に思っています。窓口等でさまざまな状況があり、全員が対応できない場合もありますし、いろいろな場面があると思うのですけれども、少なくとも、庁舎内にいらした市民の皆さんに、仮に廊下で困っているようであればみずから声をかけるのは当たり前のことです。私は、ほとんどの職員がやっていると思っているのですけれども、中にはそうでない職員がいるのも事実だと思います。そういうものは十分徹底しながらやっていかなければならない取組だと思います。

それから、今回の案件に関して、どういう意味で常態化とおっしゃったのかはわかりませんが、職場の中には、当然、これまでも一定程度のさまざまな意味でのチェック体制は存在しているのですが、いろいろな中で、現実にこういう事件が起こりましたので、それが抜けていたのは事実です。ですから、我々としては、常にそういうことを戒めながら進まなければならないと思っておりますけれども、今回は、現実に起きています中で、真しに反省をしながら、全体の中で、いま一度、全職員が確認をして、御迷惑をかけないような、そして市民の皆さんへのサービスが滞らないような体制づくりを今後もしっかりしていかなければいけないと思っております。

○秋元委員

この方は、忙しい職員を見ても手伝っていない状況で、助け合うようなことが見受けられなかったと言っているのだと思うのです。今回の問題の中でも、例えば、業務が忙しい中でのけ怠だったという報告がなされており、これまでも各委員から質問がありましたけれども、そういう中で、相談できないこともそうでしょうし、ふだんから、例えば今言ったような窓口で忙しい職員がいても声をかけて助け合う状況もほかの部署でもあまりなかったのではないかと感じております。

今、忙しいと言え、今後は職員の数は間違いなく減っていくわけです。その中で、業務量は当然増えていくわけで、そのことに対して、今後、対策等も考える中で、職員数が減り、業務量が増えていくことについては、どういう認識でいらっしゃいますか。

○（総務）職員課長

職員が減っていくのは事実でございますが、ただ、単に職員を減らしていくという考えではおりません。いわゆる行政改革といいますが、最小限の経費で最大限の効果を上げるといった目標を持って効率的な行政運営を進めることを考えております。

その中では、安定した市民サービスといったことを目指してきたわけで、これまでも、御存知のとおり、大規模な組織の改変等を行う中で、毎年、業務量に見合った組織づくりを進めてきています。業務委託をしたり、指定管理者制度を導入したり、又は、嘱託、臨時職員の方々の力を借りながら全体で市を支えてきているということで、総務部としましては、毎年、人事ヒアリング等で、職員の必要数というのは各部からの話を聞き、必要があれば、

当然、増員することもやってきておりますので、業務があるのに単純に人を減らしてきているのではないというふうに私は思っております。

○秋元委員

今後、職員が減っていくのは、意識的にどんどん減らしているのではなくても、現実問題、少しずつ減っている中で、間違いなく 1 人にかかってくる業務量が増えてくるという部分で質問をさせていただきました。

次に移りますけれども、これまで質問されてきたことと同じような内容になるかもしれませんが、職務内容の引継ぎについてです。例えば、今回、問題が起きた部署ではどのような方法で引継ぎをされてきたのでしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今回の問題と絡めてということですので、私から答弁いたしますけれども、大体、係員の業務引継ぎについては、日常的な引継ぎは係員同士で行っています。例えば、年度中に業務分担を変える場合であれば係員同士で随時、行っておりますけれども、人事異動により新しい人と古い人が入れ替わるような状況においては係長が入る、あるいは、係長が異動すれば課長も入ってくるというような形で、引継ぎに遺漏がないような形ではしております。

○秋元委員

でも、実際は、今回、しっかりと引継ぎがされていなかった部分も出てきていると思うのですが、引継ぎの期間はどのような考え方ですか。

○（総務）職員課長

一般的な話ということでの引継ぎの期間は、一概に、1 週間で終わるとか、半年かかるとか、そういうものではなく、仕事の内容ですとか職場によって引継ぎの期間や方法も当然変わってくると思うのです。当初、引き継いだものもあれば、一定程度の時期が来なければ引き継げないものもありますので、通常であれば、当初、全体の流れを説明しておいて、ポイントポイントで引継ぎをしていく方法もあると思います。

ただ、税の担当などのように、周りが同じ仕事をしていて、地区担当が違う業務もございますので、そういうものは、詳しい引継ぎはしないで周りの先輩に教えてもらいながらやるという職場もあるかと思えます。

○秋元委員

では、実際に、引継ぎ期間を過ぎ、引継ぎが終わって、実際にきちんと引継ぎができていのかどうかというチェックといいますか、業務の引継ぎ後の運営が行われているのかどうかは、どのようにチェックされているのでしょうか。

○（総務）職員課長

それも職場によってさまざまだと思うのですが、先ほど、税の担当でも言いましたように、同じ仕事をやっていれば同じレベルで仕事を進めているわけですから、やっていなければすぐわかるわけです。あとは、専門的な業務といいますか、一人一人違う業務をやっていけば、当然、引継ぎをしなければ業務は進まないわけですから、すぐにわかると思いますので、現実にはチェックをしなくてもわかる状態ではないかと思えます。先ほども言いましたけれども、業務によっていろいろな引継ぎですとか確認の方法があると思いますけれども、当然、引継ぎについてはやられていると思います。

○秋元委員

わかるのですが、でも、実際は、ちゃんと引き継がれていない部分があって、今回の問題が起きたのだと思うのです。各部署、各人で引継ぎを行って、チェックもされてきたということですが、今回、問題を起きた部分に関しては、どういうふうに引継ぎがきちんとできたのかというチェックをされたのでしょうか。

○総務部長

私が、事情聴取していますので、答弁いたします。

一つは、引継ぎの段階で、通常であれば人事異動ですから前任者が違う職場へ行ってしまうと、短期間のうちに

一定程度やって、あとは、わからないところは電話で聞くなり、夜に来てもらって教えてもらうというのが一般的な引継ぎです。お互いに本庁舎の中に入れていいのですけれども、外局などに行ってしまうと人事異動後に引き継ぐことはなかなかできないものですから、4月1日が異動日であれば内示は3月二十四、五日と早めにやりますので、その段階から、それぞれお互いに都合をつけて引継ぎをしながら、4月であれば4月の早い段階で基本的には引き継いでいくと。あとは、随時、本人が業務を進め、確認をしながらというのが一般的な引継ぎだと思います。

今回の当事者は、自分が前の人から引き継いだときは、前任者は異動でほかの職場へ行ったのです。本人も、初年度ではなくて、前の年からその職場にいましたので、そういう形で引き継いだ流れがありました。それで、4年たって次の方に引き継いだのですけれども、そのときには異動しなかったもので、その職場に残って、違う仕事の担当になったのです。そういう意味では、そこでも基本的には引継ぎがあったのだと思いますが、詳細の文書かどうかは別にして、当人が残っていて少なくとも隣か向かいに座っているものですから、そういう意味ではいつでも聞ける状態の引継ぎであったというのが今回の事例の場合であるというふうに承知しております。具体的にペーパーをつくってどのように引き継いだのか、私は確認していませんけれども、今回、この5年の中ではそういう引継ぎの状況であったということです。

○秋元委員

今、引継ぎの話聞かせていただいたのですけれども、私もいろいろな市民の方から相談を受けまして、窓口ですとかさまざまな職員の方に相談する機会が多いのですが、管理職の方が異動してきて、確かに、すべての知識を持っているわけではないことも事実だとは思っています。私たちが管理職の方々に相談する、その方がわからないと一般職の方々に聞いてくるというやりとりが何回かあることが実際にあるのです。そういうのを見ていると、変な話、例えば、不正をしようとか、怠けようとかという人にしてみれば、上司が自分より仕事を知らないわけですから、何ほどもできるのではないかと思うのです。

今回の件は、本人もそうですけれども、例えば、管理職の方々もなかなか業務のことがわからない部分があったというふうに承知していますので、そういう部分では、きちんと業務が引き継がれて一つ一つの仕事がうまくいっていることの確認までされないと、今後も問題は起こってくるのだろうと感じています。

今伺ったとおり、各部署でこれまでさまざまなチェックなり改善もしてきたと思うのですが、実際に、例えばチェックシートですとか、チェックシステムという部分がなかったと思うのですが、これについてはどうでしょうか。

○（総務）職員課長

今回の件ですね。

（「全部、含めてです」と呼ぶ者あり）

先ほどの話に少し戻るのですけれども、引継ぎがなかったのか、あったのかについて、今回はなかったというお話をされていたようなのですが、今回で言うと、前任者から当人への引継ぎは、一応はきちんとされていて、私どもは当人から前任者の話も話を聞いていますけれども、きちんと引継ぎされていて、本人も引継ぎは受けて業務の中身は理解していたというふうに申しています。ですから、仕事自体が引き継がれていなかったわけではなくて、その後、先ほど中島委員の御質問にもございましたけれども、2か月程度して仕事をしなくなって、たまって、滞って、できなくなった、そして現在に至ったという形なものですから、それは、ちょっと誤解のないようにお願いします。

それと、当然、課長より係長、係長より係員が仕事に詳しいのは当たり前の話でして、ただ、係長から情報を引き継いだ内容を係員がやっているかというのは、一から十まで、朝から晩まで見ているわけにはいきませんので、節目節目にポイント押さえながら、不正などが起きてはだめなわけですから、当然、重点的に、常日ごろから気配りしているということは当然やられていると思います。さらに、徹底するために全職員を対象にしたマニュアルを、

今、副市長をトップにした調査検討委員会の中でもつくっておりますので、今回の問題を機に不正だとかけ怠が起きないような仕組みづくりを徹底していきたくと思います。

○秋元委員

本人への引継ぎがあったのはわかっています。最初の 2 か月間はきちんとやっていたというから、やるべきことはわかっていたのでしょうか。ただ、管理されている方がわかっていなかったということです。朝から晩まで、一から十まで管理していないという今の御答弁は受け入れられません。当然、朝から晩まで張りついて見ているわけではないのはわかります。ただ、それを、管理している方々が朝から晩まで、一から十まで管理していないと言ったら、では、何のために管理職はいるのですか。それは、市民にしてみても、そんな話では納得できないと思います。要するに、そういうことをできる限り管理していこう、間違いがないようにやっていこうというふうにしないと、議論している中でこんな朝から晩までできないと言われたって、これは、わかりますとはならないと思うのです。その辺も、これから検討する上でぜひ参考にさせていただきたいと思います。

次に、市民への情報公開といいますか、今回議論されていることで非常に残念だったのは、先日、北野議員が本会議で質問したことで、重要な資料が廃棄されていたという部分が明らかになって報道されました。市民から見ると、やはりじゃないかという声が聞こえてきます。本当に、しっかりこの問題を解決していこうと思うのであれば、この議論の内容を、項目的になるかもしれませんが、ホームページとか広報とかいろいろな部分でぜひ公開していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○総務部次長

今回の件に関する市民の皆さんへのお知らせといいますか、情報提供についてでございますけれども、2月2日に記者会見がございました。その後、直ちに小樽市の公式ホームページの場で概要とおわびについて掲載させていただきました。そして、4月1日付けの広報誌で、紙面の制限はございますけれども、概要とおわびをお知らせすることを、今、予定しております。今後につきましては、内容も含めて、タイムリーな部分も必要でございますし、いずれにしても、最後ということではなくて、節目節目の段階ごとに市民の皆さんにホームページや広報を通じてお知らせしていくことは考えてございます。

○秋元委員

ぜひ、しっかり市民の方にお知らせしていただきたいと思います。

次に、昨年、問題が発覚してから、今回の金額が確定するまでの作業は具体的に何人でされていますか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

道の検査のときは、道からは担当の課長、係長、職員の 3 人がいらっしやいまして、こちらの方は、担当課長である私と福祉医療の係長の基本的には 2 人ですけれども、もう一人、書類出しのための係員を加え、3 人でやっております。その後、今回のいわゆる未請求があることが発覚してからは、ちょっと問題を慎重に取り扱わなければいけないという部分がありまして、私が中心になりまして、係長を補助にして、手のかかるさまざまなチェック作業その他については、医療保険部内の管理職、四、五人に手伝ってもらいながら進めています。

○秋元委員

今回の議論の中でも、報告が遅いのではないかというお話がありました。私もそう思う一人なのですが、これまで、本人ですとか関係者に事情も含めて原因についても聞いてきたと思うのですけれども、まず、本人に事実確認をしたのはいつだったのでしょうか。また、原因が本人のけ息であったとわかったのはいつなのか、また、その管理職の方を含めて、原因が引継ぎも含めて不十分だったことが明らかになったのはいつの時点だったのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

個々の関係者、あるいは、当人の事情聴取につきましては、私のところで直接行っているわけではありませんが、本人に聞いてわかった時点につきましては、平成 21 年 1 月 28 日に北海道の事務指導検査があって、一部、未処理の

指摘を受けました。検査はそれで終わったのですけれども、その後、2月に入りまして、19年度分で指摘を受けた事例について早急に処理することと並行しまして、18年度分は大丈夫かというチェックをしました。18年度分においては一部未請求があったので、では、次は17年度分ということでやりましたら、関係書類がどこに入っているのかわからない状況でした。書類は倉庫だとか何か所かに分散していたのですけれども、所在不明ということで、14年度から17年度の当時の担当者に電話をかけまして、書類の所在がわかるかどうかを確認したところ、実はという話が出てきましたので、2月の中旬から下旬にかけて、これが、未請求が直接判明した時期になります。その後については総務部からの答弁になります。

○総務部長

今、前段の答弁がございましたが、実は本年1月に道との関係で数字が少し見えてきた段階で、本人とは何回か、それから、当時の係長、課長などの関係者、それから、もう既にほかに相当移っていますけれども、いらした方とおおむね2回程度、本人とは3回ぐらい会いました。昨年発生した段階で、本人のけ怠というのがおおむねわかっておりましたけれども、その中で、再度、いつからどういう理由でという話を確認しました。本人自身も、実は、自分のやってきた行為の中で、金額がどれくらいかという意識はあまりイメージがないので、その辺は話をして確認をしながら、1か月ぐらいの間におおむね事情聴取をしました。担当の係長、課長を含めて、その辺のことについて、厚生常任委員会を含めた中で報告をさせていただいたということでございます。

○秋元委員

今のお話を踏まえまして、2月8日に調査検討委員会を設置したとのことですが、問題が発覚した時点、若しくは、当事者に事情を聞いた時点で、本当は調査特別委員会を設けて、当然、金額の確定作業もあったでしょうし、原因の究明もあったでしょうし、さらなる再発防止の作業もあると思うのですけれども、本来であれば、それは同時進行で進めてもよかったのではないかと思います。その上で、本定例会の中で、再発防止についてはこういうふうと考えていると示していただいて議論したほうが、時間がかなり短縮できたのではないかと感じております。今後、調査特別委員会の中で行われていく作業で再発防止策についてはどのぐらいまでに示せるのか、もしありましたらお答え願います。

○総務部長

今の御指摘の件は、厚生常任委員会でも御指摘を受けまして、私はその考え方もあるというふうに思っています。実は、私どもも、昨年のわかった段階でどうやって処理をしていくかと相当悩みながら、まずは医療保険部の中で、現行、起きていることのチェック体制をはっきりさせなければいけない。まず、そこから始めていこうということで、当該部についてはそういう指示をして、チェックをして、ほかに落ちていないかということをしています。

そして、今回の案件の概要をまずはっきりさせていくことを一義的に進めていきました。この事件全体の概要があまりにも不明で、中身も、件数も、何もわからない中でどうしようかというのが正直なところでした。ですから、事件性の問題がよく見えない状況でどういう判断をしていくかという中で、まずは一義的にどうしても事件概要の全体の把握と数値の確定を急いだのが実態です。

当然、私どもが進めた中でいろいろなことがわかってきていますので、今、お話がありました再発防止の問題なりも頭に入れながら一定程度は進めてきております。ですから、そういうものを基本に、今、再発防止の関係の資料づくりをしていますけれども、決して、この1週間で慌ててつくったわけではなくて、準備しているものもございます。そういったものも含めて、今、再度説明がありました事件の真相の関係、再発防止の関係、それから、お金の損失補てんの関係、これらについては11日の集中審議の日までに私どもとしてはできる限りのものをそろえて報告をしたいと思っております。

○秋元委員

ぜひ、再発防止に努めていただきたいのと、やはり、今回はある意味では非常にいいチャンスという部分で、市

民の方とどういうふうに接していくのかというスタンスについても、ぜひ全職員の方々が考え直す機会にしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員

本会議では本当に丁寧な御答弁をいただきました。改めて御礼いたします。

本日の予算特別委員会におきましても、簡潔な中にも丁寧な御答弁をよろしくお願いいたします。

◎除排雪について

初めに、代表質問で何点か質問いたしました除排雪の最低保障制度について質問したいと思います。

市長からは導入に向けて検討したいという御答弁をいただきました。新聞では来期という具体的な報道がされていたわけですが、改めて確認をしたいと思います。導入に向けて検討したいということは、平成22年度、来期に向けてということでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除排雪における最低保障制度の導入についてでございますけれども、報道の内容につきましては、市長からも答弁がありましたけれども、早期の実施に向けて検討していきたいと考えております。

○高橋委員

来期に向けてということでしょうか。

○（建設）雪対策課長

平成22年度に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

○高橋委員

他都市の事例が結構出てきていると思います。私も何市か調べましたけれども、現在、建設部で押さえている中で、最低保障制度を行っている市と主な内容についてお知らせください。

○（建設）雪対策課長

最低保障を導入している地域の情報でございますけれども、昨年10月に小樽市におきまして、札幌周辺の自治体によります11市道路維持連絡会議を行った中で、最低保障制度につきまして、提起を行い、情報収集を行ったところでございます。11市の中で最低保障の制度を導入している市は、札幌市、恵庭市、江別市、岩見沢市、石狩市、千歳市の6市でございます。また、その内容でございますけれども、細かい部分もありますけれども、おおむね委託契約額の6割から7割の保障となっております。

○高橋委員

それぞれの市によって、坂があったり、雪の状態が異なるなど地域実情も違いますし、また、業者の体力が違ったりすることもあると思いますので、業者と十分、打ち合わせや協議をして進めていただきたいと思いますがどうか。

○建設部長

請け負っているJVとは、毎年、雪のシーズンが終わりました後に、意見交換会なりで意見を聴取しております。今年度の意見交換会でもこの話題は出ておりました。我々としても、他都市の状況もまだ十分には調査しておりませんが、どのような形での制度化をしているのかも含め、今後除雪が終わった後も再度、JV等との懇談会も予定しておりますので、そういった機会を十分に利用しながら制度設計をしていきたいというふうに考えています。

○高橋委員

もう一点、平成22年度に向けての大まかなスケジュールですが、いつごろまでにこういうことをして、ある程度の案が固まれば業者と打ち合わせをするという、そのスケジュールについて、今の時点で結構ですので、考えられることを教えてください。

○建設部長

現段階では、まだはっきりと申し上げられる状況ではございませんけれども、J Vとの除雪の懇談会は雪解け後の5月、6月に1回、予定しております。そういった中で、J Vや業者等のいろいろな事情を伺おうと考えております。他都市との状況は現在からでも情報収集は可能でございますので、そのあたりは、早速、取りかかっしていきたいというふうに思っております。実際のJ V等の選定、あるいは委託契約は10月、11月ぐらいになりますので、当然ながら夏ごろまでにはどういった制度設計をするかといった部分については腹を固めていかなければならないと思っております。そういった面では、平成22年度に間に合うように、十分早めにスケジュールを構築してまいりたいと考えております。

○高橋委員

議会にはいつごろ提示していただけるようになるのですか。

○建設部長

夏ぐらいまでには概要を固めようと思っておりますので、そういう意味では、第3回定例会なり、できなければ第4回定例会となりますけれども、第4回定例会には予算がもう出てきますので、できれば第3回定例会までにはきちんと報告できるように取りまとめていきたいと思っております。

○高橋委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎貸出しダンプ制度について

次に、貸出しダンプ制度について、これも代表質問で質問をさせていただきました。同様の質問が大橋議員からもありましたので、再度、確認をさせていただきたいと思ひます。

私は、代表質問の後段のほうで四つの指摘をさせていただきました。1点目は、町会等が積み込む重機を無料で利用しているところがある。2点目は、道路のみならず広場を排雪しているところがある。3点目は、ダンプの雪の積載量が業者によって大きく違うところがある。それから、4点目は、広い排雪路線でも貸出しダンプが利用されていた。この四つについて、それぞれ建設部としてはどのようにとらえていたのか、確認をしたのか、教えていただきたいと思ひます。

○（建設）庶務課長

4点の御指摘についてでございます。

最初に、貸出しダンプに積み込む重機を無料で利用していることにつきまして、実は、私どもで正式に確認したのは今年度でございます。それから、貸出しダンプを利用した空き地の除排雪ですとか、ダンプの積載量についてでございますけれども、私どもは、定期的に貸出しダンプのパトロールを実施しておりまして、その中でダンプの積載量が少ないケースを見受けることがございますので、その都度、注意をさせていただいております。

それから、空き地の雪出しでございますけれども、道路の雪を一度空き地に堆積してから排雪するのは、市としても道路が狭いときなどには一定程度こうした作業方法を認めておりまして、そういったものは事前に申請の段階で上げていただいておりますが、このパトロールの中で空き地の雪をとっているケースを見た場合には、なぜそういうことをしているかという事情を聞いております。私どもの把握している中では、大体が道路の雪を一回おさめる場所として空き地を使っていると聞いてございまして、空き地の排雪を目的とするということで排雪をしているケースは、私どものパトロールで確認したことはございません。

それから、排雪路線での貸出しダンプの利用でございますけれども、現在の制度では、路線の幅員は特に基準としてございませぬので、排雪路線であっても貸出しダンプの利用を行ってきております。幅員が広い場合という御質問がありましたけれども、例えば、小路の排雪をした中で幅員の広いところもやらなければいけないケースもございませぬし、ケースとしてはいろいろとございませぬけれども、そういったものについて排雪をしていることについ

ては確認しているところでございます。

○高橋委員

この四つの中で一番大きな問題になっているのは、無料で排雪を行っている点です。代表質問でも指摘しましたが、町会の負担がないことになりまますから、不公平感が生まれているのです。片方では、皆さんからお金を集めて重機を借りて排雪をしている、片方は全く両方とも無料なのであれば、この制度の目的からしておかしいのではないのかという市民からの問い合わせは当然だと思います。私も、これは全然うまくない話だと思っております。この件に関して、きちんと是正をしていかなければ、制度崩壊につながると思いますが、どのような対応を考えられているのか、建設部の見解を伺いたいと思います。

○（建設）庶務課長

先ほども申し上げましたけれども、すべて無料で貸出しダンプが利用されていることは、今年度のこういう作業をやっていく中で町会長のお話などで確認ができたところでございます。委員の御指摘のとおり、町会等の負担軽減を図るところに貸出しダンプ制度の支援としての意味や目的があると私どもも考えておりますので、町会等が費用負担のない中では、この貸出しダンプの派遣そのものが適当かどうかを十分に整理していかなければいけないと考えております。その部分については次年度に向けて整理をしていきたいと考えております。

○高橋委員

もう少し具体的に御答弁をしていただきたいと思います。

検討するのはよくわかるのですが、では、どういう方法で行うのか、きちんとした方針を出していただかなければ納得できないので、よろしくをお願いします。

○（建設）庶務課長

今現在、まだ今年度の貸出しダンプが実際に利用されている段階でございますので、まだしっかりと私どもとしても方針はこうすると決めているわけではございませんけれども、あくまでもダンプを派遣する制度でございますので、適正ではない場合にはダンプの派遣をしないとか、そういった方向でしか、制度の運用の部分を変えていくことができないだろうと思っておりますので、まず、そういったところは考えていきたいと思っております。

○高橋委員

課長、これは問題ないと思っておりますか。その辺の認識を確認したいと思います。

○建設部長

課長からも申し上げましたけれども、この制度は町会の負担軽減という意味で行ってございますので、現状の中で積み重機が無料で、さらに、市からの貸出しダンプを利用するということでは、町会の負担の軽減という制度の意味とは大きく異なるだろうという認識は持っております。そういった意味では、これまでいろいろな町会等に使用していただいた非常にいい制度だと思っておりますけれども、長年使っていた部分では現状と制度の趣旨が合わないといった部分も大いにあると思っておりますので、制度の見直しを図っていくという意味合いでございます。

○高橋委員

建設部長の御答弁では、いいのか悪いのかわからないのですが、市長、聞いていてどのように思いますか。

○副市長

除雪対策本部長を拝命しておりますので、答弁させていただきます。

貸出しダンプ制度は趣旨があってやっているわけですから、それに違反をして借りるものについては認められないということです。本年度、どういうことができるのか、借りたところに再度どのような借り方をしたのかというチェックも含めて、そして、事前にそういうことがあれば明年度から貸せないことを事前に言うとか、そういうチェックは可能だろうと思っております。そういったようなことも含めて、本年度のものはそういった手だてをするなりして、明年度からまた、そういった制度を事前に通知するなりなんなり明らかにして、そういったものについては防

止をするといえますか、認めない、こういう方向で行きたいというふうに思っています。極めて簡単なことですが、制度が制度ですから違反しているものは認めないという単純な見解です。

○高橋委員

そういう御答弁がいただきなかったのです。わかりました。

ぜひ、来年度に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ロードヒーティングについて

次に、ロードヒーティングについて何点かお聞きします。

平成22年度予算には、ロードヒーティング更新事業費5,000万円が計上されておりますけれども、この内容についてお知らせください。

○（建設）建設事業課長

ロードヒーティングの更新事業でございますが、平成22年度につきましては、千秋通りのロードヒーティングの更新を考えております。場所については、最上小学校から天狗山ロープウエーまでの全長410メートルのうち、160メートルについて実施する予定でございます。

○高橋委員

5,000万円の財源内訳を教えてください。

○（建設）建設事業課長

交付金が3,000万円、起債が2,000万円でございます。

○高橋委員

この交付金はどういうメニューの内容か教えてもらえますか。

○（建設）建設事業課長

地域活性化基盤創造交付金の制度を活用したものでございます。

○高橋委員

本市もロードヒーティングが敷設されて大分たつわけですが、現状について、まず、教えてほしいのですが、全体の箇所数、延長、面積、それぞれについて教えてください。

○（建設）建設事業課長

ロードヒーティングの全体数でございますが、箇所数につきましては219か所、延長は1万3,376メートル、面積につきましては6万9,623平方メートルでございます。

○高橋委員

そのロードヒーティングの熱源別の箇所数、延長数、面積をそれぞれ教えてください。

○（建設）建設事業課長

電気方式が199か所、延長は1万2,233メートル。灯油方式が10か所、368メートル。ガス方式が10か所、774メートルでございます。

○高橋委員

除雪パトロール時にいただいた数字とはちょっと違うのですが、なぜ違うのでしょうか。増えたのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

除雪パトロールで示した数字につきましては、前年度の更新を終える前の数字で載せてございます。昨年度の補修事業を行って延長数が変わってございますので、その分で、建設事業課長の答弁した数字が現在の数字になっております。

○高橋委員

理由はわかりました。それで、電気方式が非常に多く、9割以上になっているわけですが、その理由と利

点をお示しください。

○（建設）建設事業課長

ロードヒーティングの経費は、電気方式から開発されたということで、当然、そういった箇所数が多く、また、維持管理をする上でも一番簡易だと判断しまして、一番優位性が高いことから、電気方式の数が一番多くなったということだと思います。

○高橋委員

もう一点、ロードヒーティングの耐用年数を教えてください。

○（建設）建設事業課長

ロードヒーティングの明確な耐用年数という定義はございません。ただ、電気方式につきましては、一般的に電気設備の耐用年数が15年とされておりますので、そういったものを参考としております。

○高橋委員

電気方式の199か所のうち、耐用年数が過ぎている箇所数はどのぐらいありますか。

○（建設）建設事業課長

50パーセントを超えています。五十四、五パーセントと今は考えております。

○高橋委員

先週の日曜日、地域の住民の方から要望があつて、富岡ニュータウンの船見坂の急な坂を、公明党小樽市議会議員団として秋元委員と一緒に視察に行つてまいりました。そして、住民の方のお話もいろいろと聞いてきまして、また、赤岩方面、それから手宮方面からもそういう意見があるのですけれども、だんだん寿命になってきて溶けづらくなってきていると言われております。

その件でお聞きしたいのは、恐らく、半分以上は耐用年数が過ぎていると思いますので、ロードヒーティングの更新計画を建設部としてどのように考えているのかを教えてください。

○（建設）建設事業課長

現在、219か所のロードヒーティングがございますが、これを三つに大別してございます。

一つが更新対象施設で、バス路線とか通行止めができないといった重要な路線については更新が必要であるものと考えてございます。もう一つは修繕対応施設で、壊れた場合にでも砂まき散布などで何とか対応できるのではないかと。もう一つは廃止検討施設で、現在、通電していない箇所が何か所かございますので、そういった箇所については将来廃止するという事で考えております。

219か所の内訳でございますが、更新対象施設として28か所、修繕対応施設として187か所、廃止検討施設として4か所を大別してございます。この28か所について、今後、更新を行っていきたくて考えております。

○高橋委員

28か所については更新ということなので、全部掘り返して改めて直すのですね。修繕の187か所については、今、敷設しているロードヒーティングはそのまま埋めてしまって、その上から処置するという考え方ですか。再度、説明をお願いします。

○（建設）建設事業課長

更新については、アスファルトも撤去して全部新しくする施設です。修繕対応施設は、壊れたら直すので、電気が通じなくなったり雪の解けが悪くなったら、そういう部分的なものについて交換なり修繕をして対応する施設でございます。ですから、上から何かをするのではなくて、そういう事情が起こった場合に対応する施設でございます。

○高橋委員

ロードヒーティングは雪対策として必要不可欠な施設なわけですから、小樽にとっては、なくてはならないもの

です。もう一点聞きたかったのは、更新計画の考え方はわかりましたので、具体的なスケジュールとして、10年、20年スパンで予算をどのぐらいかけて直していくのかを考えられていると思うのですけれども、この辺はいかがですか。

○（建設）建設事業課長

更新計画についてでございますが、28か所を11年間かけて更新する予定でございます、総額12億円となります。平成22年度につきましては5,000万円を計上してございますが、23年度以降は1億円から1億3,000万円程度の事業費と見込んでございます。

○高橋委員

更新のほかに修繕の費用は毎年見ているということによろしいですか。

○（建設）雪対策課長

毎年度の修繕費用でございますけれども、ロードヒーティング等修繕費ということで一定額を積んで修繕に対応しているところでございます。

○高橋委員

除雪費の中のロードヒーティング関係経費の中で見ているということですか。

○（建設）雪対策課長

平成22年度予算の除雪費の9億5,030万円の中で修繕費用は見てございます。

○高橋委員

具体的に、これからロードヒーティングの耐用年数が近づいてきていろいろな要望が上がってくると思います。いずれにしても、住民の方々、若しくは、我々もそうですけれども、いろいろと要望をいたしますが、限られた予算しかありませんので、全部一度にできないことは十分に理解できるわけですから、皆さんがある程度納得できるような判断基準だとか設定基準を考えていただきたいと思いますので、これについてはまた議論させていただきたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 37 分

再開 午後 4 時 00 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

○佐々木委員

◎高額療養費の未請求問題について

予算特別委員会は、言うまでもなく、提案された予算を議会としてしっかりとチェックして、課題があれば、それをきちんとするという押さえであります。そういう意味で、今日は総括質疑でございますので、昨日追加で提案された議案について質問をしていきます。

初めは、議案第49号の平成21年度小樽市一般会計補正予算の中で北海道医療給付事業補助金返還金、3,414万8,000円となっている内容です。そこで伺いますが、北海道医療給付事業費となっていますけれども、中身とすれば高額療養費に対する部分だと思っておりますので、計上された予算額が妥当なのかどうかという観点と、その取扱いについて

どういう組み立てで整理をしていくのか。返還する金額は明確になっていますけれども、損失した全体の金額というのか、穴を開けた部分は約 6 千万円だと思いますので、その残った部分の精算についてはどういう考え方でいるのか。それから、今後、集中審議もありますけれども、再発防止の考え方をお聞きしたいと思います。

まず、3,414 万円の積算根拠なのですけれども、これを時系列的に説明してください。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

まず、今回の補正で上げられました道への返還金 3,414 万 8,000 円は、本日、資料を配布しておりますけれども、下に全体の未請求金額、年度別、それから、事業別の内訳として、未請求額の合計は右側の一番下の 800 件で 6,751 万 494 円となっております。これにつきましては、今回の調査で判明しました未請求であった期間、平成 14 年度から 18 年度分のうち、関係書類が保存されている過去 5 年分ということで、14 年度を除いた 15 年度、16 年度、17 年度、18 年度の 4 か年分につきまして、関係書類が残っているものによって、再度、高額療養費を積算して算出した金額が 6,700 万円になります。

道の補助金との関係では、未請求であった 6,700 万円を適正に請求し、小樽市の収入となっていた場合、6,700 万円の約半分に当たる 3,414 万 8,000 円については、道の補助金の対象から除外されていたはずなので、過去に補助金を過払いした分について判明したものは返還しなさいとなっております。

根拠の話についてでありますけれども、北海道の補助金交付規則、その他によりまして、補助金を算定する場合には、高額療養費の収入を除いて補助対象経費を算出すると定められておりますので、今回の未請求分も含めて、本来であれば事業費から控除して算出しなければならないのです。今回、補助金の返還方法についてでありますけれども、道としましては、未請求となっている高額療養費については、本来、収入とすべき年度ごとに補助金を積算して再確定し、15 年度、16 年度当時に補助金の申請をしていたものに対する変更申請を出すことによって、その差額であった未請求の金額が出てきます。それに対して返還通知を出す流れになっております。

○佐々木委員

そこで、この間から話が出ていますとおり、この返還請求と返還する金額を妥当にするために道とも協議していたというお話を聞きました。道との協議はどのような内容でしょうか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

道との協議についてでありますけれども、平成 14 年度から 17 年度、あるいは、18 年度までの間、担当職員のけ怠によりまして高額療養費の請求事務の国民健康保険分を除いた一部について未請求がありました。道の補助金の指令書では、関係書類は 5 年分保存しなさいとなっておりますので、20 年度を起点としてさかのぼりますと、15 年度で 5 年間になります。そうすると、14 年度については、け怠がわかっていますけれども、関係書類がもうないので積算できないため、その分については今回の返還の対象としないというお話をしてきております。

○佐々木委員

調べのきっかけとすれば、その時点でわかっていたことだと思いますけれども、私が聞いている中身とすれば、道と協議をして、こちらからは正直に報告をして、できないところはできないということでやったと思うのですが、前から出ているのですけれども、この調べは、道と協議していく中で折り合いをつけていったのですか。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

折り合いといいますよりも、補助金の指令書で 5 年間の保存という部分とか、ルールに則ってどういうふうに戻していくかという話をしていたわけです。その中で、とりあえず 3 月の段階では、まだ、平成 14 年度から 17 年度に一部未請求もあるけれども、その内容についてはすぐに調べられない状況でした。なぜかといいますと、旧石山中学校に書類が保存されているものですから、雪解けまではそもそも入っていけないですし、また、書類を点検したり搬出するにも時間がかかるので、五、六月ぐらいまで少し待ってくださいとお願いしました。そして、その時期に至りまして、旧石山中学校へ行って、関係書類を点検するとともに市役所に運んできました。その中で 15 年度

以降の重度医療助成とひとり親家庭等医療助成は残っているけれども、乳幼児等医療助成についても点検したところ、やはり過去3年分しかありませんでした。道にはそのまま報告をしまして、それぞれを適法に扱うにはどうしたらいいかという話を進めて、ルールとして過去5年分なので、14年度からのけ息だけでも、15年度以降の分は保存しなさいと。乳幼児等医療助成につきましても、その後、いろいろ調査がありましたけれども、その中で、小樽市の文書取扱規程にのっとってやったことだし、悪意があったわけではないので、今回は注意処分にとどめるといってお話になっております。

○佐々木委員

そういう経過をたどって金額が確定したということで、財源対策ではないですけども、3月末までに返還するいきさつも含めて、道とのやりとりをしていますけれども、年度末の3月をもって決定するということですね。そのための財源として、税金をつぎ込むわけにはいかないと思うのですが、どういう方法にするのですか。

○総務部長

本会議で市長からも答弁をしておりますけれども、本定例会に追加提案させていただいた北海道への返還金の財源につきましては、今般、職員の理解を得て、福利厚生会からの寄附金を充てることといたしました。このことにつきましては、当事者の補てんを基本としながらも、職員全体として協力することが市民の皆さんの信頼回復につながるものとして職員に協力を求めた経過でございます。

○佐々木委員

この金額については福利厚生会に協力をしてもらって、寄附の形にしたということですね。これは途中経過だと思いますけれども、福利厚生会の協力がなかったら大変ですが、そのようなところはいかがでしょうか。

○総務部長

結果の話ではありますけれども、北海道への補助金の返還ということからすると、当面、一般財源でお願いをして、一回返して、それから全体の6,700万円についても一回議論する方法も一つの選択肢としてあったと思います。ただ、今回、事件が出て以降、その事件の重大さとか大きさで、大変多くの市民の皆さんから御批判もあったし、市議会での御指摘もあって、一時的であっても一般財源で補正予算をお願いすることは、誤解を生じるということもありましたので、できれば最初の道の返還金から私どもなりの協力で財源がつかれないかという議論をしました。

その中で、職員全体で、例えば、個別に職員の協力金を集める方法もあったのですが、時間の短い中でなかなかその議論も難しいこともありました。それともう一つには、現状として、職員全体の福利厚生を担っております福利厚生会に振興基金があって、それを一時的に借りるなり、あるいは、寄附してもらおうという協力をいただけないかという全職員への呼びかけの中で、最終的には職員の大きな協力をいただいて、今回、とりあえず寄附金という形で財源に充てさせていただいたという経緯がございます。

○佐々木委員

それで、その対策はとれたのですかね。先ほど言いました、残りの分の金額の処理、精算の仕方というあたりはどのような考えがありますか。

○総務部長

今の段階で、ようやく道への返還金が一段落というか、まず整理ができました。残りもほぼ同額に近い額がありまして、これも、個人で返すには大変に大きな金額で、現実には厳しいと思っておりますが、今現在、当時の上司の方、あるいは、OBの方等々の関係者から、いろいろな形で協力をいただける方の声も聞いております。当然、当事者の補てんを基本にしておりまして、本人もいろいろな形で努力もしながら、今、進めておりますので、内容がまとも次第、それも示せればと思っております。ただ、金額が金額でございますので、全額を一遍にということとはなかなか難しいと思っておりますけれども、当面、できる限りの部分での金額を用意して、残りについても責任

を持って当人が払っていくという枠組みで、今、考えているところであります。

○佐々木委員

いろいろなやりとりの中で、返還の数字が動く可能性もあるような、精査した段階でいろいろと変わってくるような状態の話も聞きますけれども、この3,414万円は確定で、ぶれることはないのですね。

○（医療保険）後期高齢・福祉医療課長

今回につきましては、小樽市で自主積算をして、実績報告書変更申請を道へ出しました。道は、その確認のために現地調査を行って、その1週間後、今年の1月26日でしたか、正式に文書で、これで再確定したという通知をいただいておりますので、金額が変わることはございません。

○佐々木委員

わかりました。

この項の最後になりますけれども、再発防止に向けてはいろいろとやりとりがありますけれども、基本的な考え方を今日提示できますか。

○（総務）職員課長

再発防止についてですが、担当課の部分の再発防止を含めて答えたいと思います。

担当課におきましては、既に事務処理マニュアルを整備しまして、それとあわせて、医療助成の対象者のリストを情報システム課でつくりまして、パソコンで処理できるようなデータに移してもらいまして、請求事務である程度の機械化を図っていくということがあります。

また、類似する業務を担当する部署において、部長会議とか庶務担当課長会議を通じまして、業務の再点検、チェック体制の確認をいたします。また、今後につきましては、庁内に設置しました調査検討委員会の中で、再発防止のための基本的なマニュアルという結構厚めの本をつくっております。今後、でき次第、職員に周知していこうと思っています。

○佐々木委員

この後、集中審議もありますから、今日の時点での状況と今後の進め方について確認させていただきました。

◎海岸不法投棄監視及び環境保全事業について

次は、追加提案のあった議案第50号、平成22年度小樽市一般会計補正予算に関係して二つあります。

一つは、海岸不法投棄監視及び環境保全事業費として2,008万円、もう一つは、外国人観光客おもてなし推進事業費として630万円が計上されております。それについて質問してまいります。

まず、一つ目の海岸不法投棄監視及び環境保全事業費の目的と事業内容をお知らせください。特に、重点をかけてこの事業を立ち上げたと思いますので、これを立ち上げた背景を含めてお願いできればと思います。

○生活環境部副参事

追加提案させていただいた、重点分野における雇用創出に関する御質問ですが、海岸不法投棄監視及び環境保全事業費について、目的と事業内容についてお答えいたします。

まず、本市の海岸は全長68キロメートルという非常に長い海岸線を有しております。不法投棄の監視が行き届かないことと、また、廃棄レジャーボートですとか、漂着しました流木、廃タイヤなど、種類によっては今まで処理できずに放置されてきた部分がございます。これらを人海戦術とチェーンソーなどの処理器具や運搬船、ユニック車などを使用して、これらの処理を考えることで、今回、予算計上させていただいたものでございます。これによりまして、今まで、ごみによりまして漁業の被害も生じておりましたので、そういう被害の改善と環境保全が進むものと思われま。不法投棄の中身でございますけれども、不法投棄物以外の流木や先ほど言いました廃タイヤなどの海岸漂着物も含めての今回の処理となっております。

次に、事業内容でございますけれども、2,008万円の内訳は雇用に関する部分では20人を1グループとして45日間

雇用する部分と、6 か月間にわたる監視費用を含めた人件費で1,159万6,000円。処理費用、事務費、監視費用を合わせまして848万4,000円となっております。

なぜ、私どものほうで今回手を挙げたかでございますけれども、昨年、東小樽海岸から銭函海岸までのJR沿線のごみをボランティア、関係機関の協力を得まして、1週間にわたり、12.7トンほど処理しました。その後、蘭島、忍路地区の住民から蘭島、忍路方面の海岸線のごみの処理もお願いしたいとの要望があり、今年度の事業として検討していましたところ、今回の緊急雇用創出推進事業の話が入ってきました。100パーセント国の補助でございますので、早速、厚生労働省に応募し、内示をいただきましたので、本定例会に追加予算として計上させていただいたところでございます。

○佐々木委員

今年度限りなのか、これからも継続的な事業としていくのか、その辺のところを含めての部分と、それから、費用対効果ですから、よく事業仕分けと言いますが、結果ではなくて、つくるときに十分検証して効果の上がる実効ある事業費であるかと考えますので、その辺のところをお答えください。

○（産業港湾）商業労政課長

事業の継続について私から答弁いたします。

まず、この事業につきましては、国の平成21年度の第2次補正予算の中で新たに創設された事業でありまして、国が今年度から雇用対策として3か年の支援事業、緊急雇用創出推進事業の中で新たなメニューとして取り入れたものであります。国が、今後、成長が見込まれる分野としまして6分野を想定しており、介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用がこのたびの重点雇用創出ということで示されたわけでありまして。

国の考え方といたしましては、今回の国の重点分野につきましては、今年度に集中的に事業を行っていただきたいと言われておりますので、重点分野の事業としましては今年度限りと考えております。ただ、緊急雇用創出推進事業が平成21年度から23年度までの基金事業としてございますので、今後、この事業の継続につきましては、23年度事業の中で採択されれば、実施が可能になるものと考えております。

○佐々木委員

わかりました。

○外国人観光客おもてなし推進事業について

もう一つは、外国人観光客おもてなし推進事業費の630万円についても、目的と事業内容を伺います。

○（産業港湾）観光振興室長

外国人観光客おもてなし推進事業ということで、本市には、東アジアを中心としまして多数の外国人の方々が訪れています。平成20年度の宿泊を見ましても、延べ5万人近い4万8,000人を超える方々が訪れていらっしゃいます。こういう方々に対し、市としましては、パンフレットの多言語化、それから誘導標識も外国語表記をしているところでもありますけれども、団体旅行のバスでいらっしゃる方のほかに、昨年の7月に中国で所得が350万円以上の方は個人ビザの発給解禁という形になり、本年の雪あかりの路の期間中は春節とぶつかったこともございまして、多数の方々がいらして、こういう方々は個人旅行の方も多いのです。市内に3か所あります観光案内所を訪れたときに、今の案内所の職員は残念ながら全く英語もできなければ、その他、中国語、韓国語もできないので、エージェントからも、インフォメーションセンターには外国語を話せる方を配置したほうがいいのではないかとの話があり、道内でも、函館などではいち早くそういう方々を案内所に配置しています。そういうこともございまして、今後のおもてなしの推進という意味からも、観光案内所に通訳ができるといいますか、外国語を話せる方を配置したいという部分は一つ考えています。

それから、内容といたしましては、英語と中国語ができる方で、英語1人、中国語1人という考え方もありますけれども、できれば英語と中国語の両方を話せる方を2名配置したいと思っております。英語につきましては万国共通語

ですから、韓国の方もハングルではなくても大体は英語で通じるものですから、そういうことで考えております。

また、観光案内の合間で誰もいない時間には、市とか観光協会がつくっています日本語のパンフレットを中国語に訳していただきたいという考えとか、案内所にいる観光大学の資格を取っている方々にも、片言でも中国語を話せるように語学指導をしていただきたいと考えております。

○佐々木委員

630万円の積算根拠というのは、今言った人件費の関係とか、その辺のところですか。

○（産業港湾）観光振興室長

今の観光案内所で中心になって働いている方の一番高い金額が日給にすると大体6,000円弱ぐらいなのです。この方々の日給については、月給から割り返していますが、決して高いとはいえないのですけれども、8,400円前後を考えております。

○佐々木委員

人件費だということが630万円の内訳なのですね。

○（産業港湾）観光振興室長

すべてが人件費ではなくて、事務費とか共済費とか、そういうものを全部積み重ねた形で630万円です。

○佐々木委員

ちょっと私の聞き方が悪かったのですが、予算を組むときの積算根拠を明確にしてということで私は聞いたつもりでした。

○（産業港湾）観光振興室長

申しわけありません。

630万円の内訳は、賃金が2人で240日、1日当たり8,250円を想定しまして、396万円です。これに対して、共済費は人件費の約15パーセントということで59万4,800円です。そのほかに、小樽市内でそういう方が見つければいいのですけれども、見つからない場合は札幌に住んでいる方に求めるということになるため、小樽－札幌間の交通費として、JR料金である620円を往復の240日で59万5,200円。それから、観光パンフレットを翻訳していただいた後に、できればそういうものを印刷できないかということで、85万円ほどを見込んでおり、全体の消費税が30万円です。

○佐々木委員

わかりました。

◎国勢調査について

それでは、質問を変えます。

本年、国勢調査があります。古くは1920年、大正時代に始まって、5年ごとに国勢調査をするということですが、今年度は10年単位でやる大規模調査だと聞いておりますけれども、本年行われるものの位置づけについてお願いします。

○（総務）企画政策室小山主幹

本年は、西暦の末尾にゼロがつく年で、10年に1度行われる大規模調査の年に当たっています。

また、前回の平成17年度に調べなかった現在の住居における居住期間、5年前の住居の所在地、学歴や教育の状況、通学、又は通勤している場所までの利用する交通手段、この四つがあります。そのほかに、前回の調査から減る調査が1項目あります。調査日は10月1日ですけれども、その1週間前に働いた就業の時間が削除されまして、計3項目が増えまして、本年は20項目の調査が行われることになります。

○佐々木委員

その観点で、5年ごとの調査と10年ごとの調査の内容について、違いがあれば教えてください。

○(総務)企画政策室小山主幹

内容につきましては、先ほど答弁いたしました調査項目が変わることだけでして、4項目が増えて1項目が減ることになっています。

○佐々木委員

国勢調査をするのには大変な努力が要ると思いますけれども、6,600万円をかけての調査になるのですが、この内訳はどうですか。

○(総務)企画政策室小山主幹

6,600万円の内訳ですけれども、報酬として、指導員が115人、調査員は2調査区を受け持つ調査員もおりますので、実人員として調査員が1,004人、合わせて5,211万3,000円、職員の時間外勤務手当が250万円、事務補助として臨時職員を雇用いたしますので、賃金が505万2,000円です。それと、今回の調査方法は郵送での提出ができることに変りますので、それに従いまして、調査が終了後、調査員を集めて、いろいろな意見を聞く事後報告会を開催することになります。事後報告会に係る謝礼が36万1,000円、出席する方の交通費等として10万円。それに、調査票を郵送でも提出できることになりますので、郵送提出用の封筒の印刷代とか事務用品等の購入で243万9,000円。郵送されてきた調査票は、どこの世帯が送って来ましたという世帯の情報を調査員に連絡する必要がありますので、これに係る切手代等が215万5,000円。これにコピー機のリース等が128万円になりまして、合計で6,600万円になります。

○佐々木委員

数字は間違いないですね。

今回の10年ごとの調査でどのようなことがわかるのですか。

○(総務)企画政策室小山主幹

主なものとしては、男女別、年齢別、地域別の人口の実態がわかることになります。それと、今回は10年に一度の大規模調査であり、5年前に小樽に住んでいた方がどこに引っ越したのか。又は、逆に5年前にどこに住んでいた方が小樽に入ってきたのかがわかります。

また、今回、就業状態という調査項目がありまして、従来は正規の従業員である常雇とか臨時雇という区分だったのですけれども、これに派遣職員という選択肢が一つ加わりましたので、この方の勤務先と合わせると、派遣社員がどの業種に何人いるのかがわかることになります。

○佐々木委員

平成17年度に国勢調査をしたときの小樽の人口は何人だったのですか。

○(総務)企画政策室小山主幹

前回の平成17年度の人口ですけれども、14万2,161人です。

○佐々木委員

住民基本台帳の関係から言えば、今は14万人を切っているような状態ですので、今年度の国勢調査では、恐らく、人口は減っていると思うのですが、どの程度減るといふ予想ですか。

○(総務)企画政策室小山主幹

2月末現在の住民基本台帳人口は13万4,448人です。平成17年度の時は、9月末日の住民基本台帳の人口と10月1日の国勢調査の人口で1,300人ぐらいの開きがありました。それを、単純に現在に当てはめていくと、2月末ですけれども、13万4,448人から1,300人ぐらいを引いた単純な計算ではそうなると考えております。

○佐々木委員

いつも人口増の問題は、いろいろな対策を講じながら増やしていくということで、今、目減りしている状況ですけれども、私が聞きたいのはこの調子で下がっていくことになれば、いろいろな面での影響があると思います。こ

これは、調査のことではなくて、財政の関係もあると思いますし、どのような影響があると思いますか。

○（総務）企画政策室小山主幹

国勢調査の数字を使って、今、市に関係があるのは、地方交付税の算定基礎に国勢調査の人口が使われているということになると思います。5年前よりも人口が減っているので、地方交付税に影響が出てくるのかと思います。

○佐々木委員

小樽市の財政は、どちらかというと地方交付税に依存型の構造ですけれども、平成22年度の調査結果の速報値はいつごろ出るのですか。

○（総務）企画政策室小山主幹

今回の調査の速報値ですけれども、予定としては、本年12月から来年早々になると思います。

○佐々木委員

地方交付税の関係で財政部に伺います。多少不安定なところはありますけれども、影響が出てくると予想される金額ですが、地方交付税の算定上、どの程度になりますか。

○（財政）財政課長

来年度の国勢調査での影響ということですが、交付税は7月に算定されることから、来年度は平成17年度の国勢調査の数値で算定されることとなりますので、来年度については影響が出てきません。

交付税の算定費目は国勢調査の人口だけではありません。面積ですとか小学校の学校数とかそういうものがありますので、細かな数字は把握しておりませんが、人口1人当たりに換算しますと、基準財政需要額で大体20万円ぐらいになっておりますので、それなりの影響は出てくると思いますが、1人当たりの影響につきましては算定しておりません。

○佐々木委員

いわゆる人口増対策については議会でもいろいろ出てきますけれども、これを見越して人口増対策を早く立ち上げながら検討していくということで、たしか検討会議みたいなものがあつたのではないかと思いますけれどもどのようなものでしたか。

○総務部長

人口増対策というと、今からどんどん増やしていくというイメージ持たれるのですが、小樽市の場合は昭和38年からの人口が目減りしている中で、これまで何回も人口対策をしており、中期人口対策、当面する人口対策、いろいろな対策を5年単位、10年単位で打ってきて、それらの効果も含めて今があるのだらうと思うのです。そういう意味では、なかなか厳しい現実の中で、今の人口に推移しているのが実態です。

特にここ数年、一時期は1,000人ぐらいまで毎年目減りしていたのですが、特に今は、1,500人から2,000人の減になるという、厳しい状況にあるのは事実だと思います。そういう面では、特効薬がないものですから、これをやればというのはなかなか難しいのです。ですから、従来から申し上げており、企業誘致をして市外から持ってくるという直接的な効果、それから、地域であったり市内経済の活性化を図り、地場の企業に力をつけていただいて、少しでも従業員を増やしていただくという雇用関係に力を入れてやっていくしかないだらうと思います。

あとは、昨日も質問が出ていましたけれども、札幌との関係で、できるだけ小樽に人を呼ぶことを地道に積み上げながら、これまで一貫してやっている政策のすべてが、何とか定住人口を増やすための政策ですけれども、なかなか効果が現れないのも事実であります。私どもの今の目標というのは、そこに集約しているというのも言いすぎではないぐらい、人口問題とは大事な課題ですので、今後とも精力的に議論を進めていきたいと思っております。

○佐々木委員

◎新型インフルエンザについて

最後に、保健所にまとめて伺います。

新型インフルエンザ対策とノロウイルス対策ということで質問をさせていただきますけれども、昨日、札幌で新型インフルエンザによって亡くなったというニュースが入ってきています。その辺の情報は保健所でもつかんでいるのですか。

○（保健所）犬塚主幹

札幌の死亡例の状況ですけれども、情報収集はしております、お亡くなりになった方は札幌市在住の20代の男性ということでございます。基礎疾患はありませんでした。死因は、新型インフルエンザ肺炎ということになっております。

経過といたしましては、2月5日に発熱等の症状を訴えましたが、医療機関を受診したところ、簡易検査ではインフルエンザを否定されました。したがって、抗ウイルス剤の投与を受けずに一般の風邪薬の投与を受けておりましたが、症状が改善されないため2月10日に別の医療機関を受診したところ、そこでも、また簡易検査ではインフルエンザが否定されております。そのときに、インフルエンザは否定されたものの、肺炎のX線像が確認されましたので、その病院から別の医療機関に紹介されました。その医療機関では、重篤な状態だったので集中治療室、ICUで治療を行っておりましたが、最終的には3月3日に新型インフルエンザ肺炎ということでお亡くなりになっております。新型インフルエンザの検査につきましては、2月12日に札幌市によってPCR検査で判明しております。新型インフルエンザワクチンの摂取を受けていたかどうかは不明でございます。

○佐々木委員

いろいろな形で記事になったりしているのですが、私も確認しておきたいと思っておりますけれども、いわゆる新型インフルエンザと言うのは、豚インフルエンザという言葉を使ってみたり、新型豚インフルエンザという名称があったりもしますが、本来的にはどういうふうに表示するのですか。

○（保健所）犬塚主幹

新型インフルエンザ等につきましては、いわゆる感染症法の中で、新型インフルエンザ等感染症という感染症の文面が一つあります。その中の定義では、かつて人類が経験したことのない、感染したことのない、免疫のないような新たなウイルスによって引き起こされるようなインフルエンザのウイルスの形態を示すものについて、新型インフルエンザという形で定義されています。

今回の豚インフルエンザというのは、もともと豚同士で感染するインフルエンザであったのですが、豚同士のものが人に感染しやすいような形に変異したものですから、正確に言うと、人間にうつったときには豚インフルエンザということではなくて、豚由来の新型インフルエンザが適切な表現であります。

○佐々木委員

それで、一番近い例では、昨日、亡くなった方がいるのですけれども、世界的な状況からいって、まだ終息宣言はしていないと思いますが、その辺のところは、小樽も含めてどういう状況にあるのですか。

○（保健所）犬塚主幹

今の御指摘のとおり、WHOでは全世界的に見ますので、一部、アフリカ等では新型インフルエンザがずいぶん流行しており、終息宣言はまだ早いということで、若干、終息宣言を延ばしたという状況でございます。しかしながら、ヨーロッパ、日本、道内、小樽市も含めて、患者は減少傾向にあり、本市の状況でございますけれども、全国と同様の傾向で11月以降は患者が減少し、年末から現在までに、定点医療機関という七つの医療機関から、毎週市内のインフルエンザの患者数の報告を受けておりますけれども、その中では年末から現在まで10人という注意報レベルを大きく下回しまして、定点当たり1週間に2人か3人という程度で、かなり落ちついている状況にあります。

○佐々木委員

そういう状況にありますけれども、まだ北海道、小樽市を含めて終息宣言はしていないのですね。

○（保健所）犬塚主幹

国では、WHOの通知に基づいて終息の判断をしたいと思いますし、それに基づいて都道府県、それから、そういったものを勘案して、小樽市でも終息するかどうかという判断をすることになるかと思います。

○佐々木委員

継続しているということで、かつては第2波、第3波と来て、いわゆる大きな流行に発展するケースもあったと聞いていますけれども、ワクチン接種の現状はどのようなのですか。

○（保健所）保健総務課長

新型インフルエンザに係りますワクチンにつきましては、国から昨年10月に示されました運用指針の中で、新型インフルエンザのワクチン接種を11月から開始する中で、国からは低所得者対策として、生活保護の受給者、また、市民税非課税の方については、ワクチン接種の費用を公費で負担しなさいという通知が来たところです。本市といたしましても、市民税非課税の方々、また生活保護受給者の数を勘案いたしまして、1万7,000人ほどに当たります接種費用の1億710万9,000円の予算措置をしたところであります。接種補助金につきましては、現在のところ、750万円ほど予算が執行されてございまして、接種者数で言いますと約2,000人の方々がこの助成制度を利用してワクチン接種を受けている状況にあります。

○佐々木委員

今後もインフルエンザは警戒をしていくこととあわせて、ワクチン接種の部分を含めて、先ほど、風邪を引いているような感じの人もいましたけれども、十分気をつけていただきたいと思います。

◎ノロウイルスについて

インフルエンザは減ってきているのですけれども、急激にノロウイルスが猛威を振るっているという記事が出ています。これについての情報収集といたしますか、現状はどうなっているのですか。

○（保健所）犬塚主幹

ノロウイルスにつきましては、例年と異なり、全国的にも全道的にも年明けから急激に集団発生の件数が増えております。例年ですと、早ければ11月ぐらいから集団発生や感染者の報告が多くなりますけれども、本年は例年になく年明けから増えております。

本市における患者の情報収集でございますけれども、ノロウイルスは、いわゆる感染性胃腸炎ということで、感染症法に分類されている病気でございます。感染症法に基づき、市内の4か所の医療機関から毎週患者の数を報告していただいて情報収集に努めております。それから、集団発生は医療機関からではなかなかわかりづらいので、高齢者施設、保育所等の社会福祉施設、幼稚園、小学校、中学校、高校などの教育機関、場合によっては入院設備を有する医療機関の中での患者の発生も想定されますので、そういった集団生活をしている施設に対して、患者が発生した場合については、すぐに保健所等に報告をいただくように協力を求めて情報を収集しているところでございます。

○佐々木委員

直近では昨日も報告書等が入ってきましたけれども、現時点での小樽市におけるノロウイルス患者の実態と今後の対策についてお聞かせください。

○（保健所）犬塚主幹

先ほどの答弁と重複しますが、本年1月から患者が非常に増えてきておりまして、2月の1週目には定点医療機関当たり18.25人と、いわゆる感染性胃腸炎の警報レベルの20人に迫っていましたが、その後、やや減少して、直近の定点医療機関当たりの患者数では7.5人と8人を切っている状況でございます。集団感染につきましても、定

点医療機関と同様、1 月から発生し、これまでに10件の集団感染が起きています。

今後の対策といたしましては、保健所ではこれまで毎年、流行シーズン前に高齢者施設や社会福祉施設、幼稚園、小中学校の教職員に対して講習会を行っており、今シーズンも昨年12月21日に実施しております。今後は、これまでどおり、市民や関係施設に対して手洗いですとか汚物の消毒方法の啓発を継続していくとともに、介護等の関係施設に保健所の職員が出向き、集団生活の対策、集団施設での対策について、個別に啓発を図っていくこととしております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会の質疑に移します。

○大橋委員

新型インフルエンザの質疑を聞きまして、少しどきっとしました。代表質問のときには熱と咳で原稿を1枚飛ばしかけたり、また、再質問できなかつたり、大変ご迷惑をおかけいたしました。今日は薬を大量投与して何とかやっております。代表質問で再質問できなかったものですから、丸井今井跡の問題といわゆる貸出しダンプの問題について、少し深めたいと思います。

◎丸井今井の跡地問題について

まず、丸井今井跡の建物の問題からいきますけれども、一昨年秋にディベロッパーとの交渉は今はなされていないという御答弁がありました。ディベロッパーの話というのは、今度は非常に確実だろうという形で、前宣伝を聞いていたのですが、その交渉の中で、すべての入居者の退去が必要条件に設定され、それから、グラントホテルの倒産という形での整理がなされ、店舗内の地下と1階で営業中の店舗の債権整理がなされたと私は思っておりますが、この辺の認識についてはどうでしょうか。

○（産業港湾）田宮主幹

ディベロッパーとの交渉におきまして、すべての入居者が退去することにつきましては、売買成立に向けた条件の一つであったというふうに聞いております。

○大橋委員

今、小樽開発株式会社側は、結局、そういうふうに売買に関する整理として退店をしましたが、その後、ディベロッパーが出てこないというのは、ディベロッパーが約束を破ったことになるのでしょうか。

○（産業港湾）田宮主幹

退店整理は、あくまでも売買成立に向けた一条件であり、例えば、新しく入居するテナントの取りまとめなどの条件としてあったと聞いておりますので、ディベロッパーが約束を破ったというわけではないと思っております。

○大橋委員

退店整理については非常に急がされて退店したわけですが、これには何らかの補償がなされたのでしょうか。それからまた、一般の退店者と別に、もともとあの建物を所有して入店していた方々がいるのですが、その関係の権利はどのように整理されていますか。

○（産業港湾）田宮主幹

まず、補償の関係ですが、特に補償がなされたというふうには聞いておりません。それから、もともとあの建物が建つ前に店舗を持っていて、その後、入店していた店の権利ですが、稲一地区再開発ビルを建てる際に権利者の一人となっておりまして、サンモール・ネオの開店や閉店に当たっては、特に、個店としての権利関係は発生していないと伺っております。そして、小樽開発株式会社とサンモール・ネオとの間で賃貸借契約がなされたと伺っております。

○大橋委員

サンモール・ネオとの中での営業の部分はわかるのですが、いわゆる土地建物を持っていて旧丸井今井に入った方々の権利は完全に消滅したと考えることになるのですか。

○（産業港湾）田宮主幹

稲一地区再開発ビルとして建てられたときに、建物の共有名義者の方々がいらっしゃり、その権利者の方々はそのままというふうに向っています。

○大橋委員

この再開発については、以前はいろいろな方面から跡地、建物について問い合わせや交渉があったと聞いていますけれども、一昨年からはディベロッパーと交渉されていない中で、現在はどのような状況ですか。

○（産業港湾）田宮主幹

一昨年秋のディベロッパーとの交渉の後、ほかのところと交渉はしていたというふうには聞いています。当該施設の再活用を図るべく、現在、関係者の皆さんが努力していらっしゃると伺っております。

○大橋委員

ずるずる月日が経過している状況があります。こういうふうに月日が経過している中で、何年間もそのままいけるのか、代表質問では建物の老朽化の問題について質問したわけですが、老朽化の問題以外にもいわゆる負債関係とか、もろもろあります。小樽の場合には、小樽駅前の国際ホテルのときは、結局、競売にかけられて整理されたということがあるのですが、丸井今井跡地の場合には、銀行に多額の債務があるわけですから、銀行がどうするかで運命が決まってくる部分もあると思います。そういう部分で、結局、どんな経過をたどったときに競売にかけられるのだろうか。それから、その可能性はあるのかどうか。その点についてお尋ねします。

○産業港湾部長

これまで時間が相当経過しているのは御指摘のとおりだと思いますけれども、何とか、債権者のために資産なりを充当したいということもあり、いろいろな方策を探っているわけですが、その努力は今も続いているところでございます。ただ、債権者にとってみれば、任意的な形で、今後、いろいろな理由の中では、やはり、一定程度の手続をとる可能性はあるでしょうけれども、いずれにいたしましても、やはり債権者の意向次第でございしますので、我々としてはまだ何も申し上げられない状況でございます。

○大橋委員

◎貸出しダンプ制度について

次に、貸出しダンプの問題ですが、いつも私の前に高橋委員が懇切丁寧に正確な質問をしてくださいますので、私はその後始末をする役目であろうかと思います。

そんな中で、先ほど副市長から果敢なる形で、違反しているものは認めない、そういうようなところにはダンプを貸さないという形で非常に明快な答えが出たのですが、問題点はあるのです。つまり、ダンプは町会が借りているわけですし、積載業者が借りているわけではないのですが、今回の案件の場合の町会の立場は、業者から電話が来て、貸出しダンプ制度を利用して、町会には費用の御迷惑や負担はかけずに除雪ができますから、許可だけをいただきたいという働きかけなのです。ですから、今回、それを利用した町会は、ああ、そういう制度なのかということで、本年は実施をしているわけです。結局、ルール破りだとわかっていて意識的に電話をかけているのはいわゆる積載業者なのです。

そうすると、先ほどの違反しているものは認めないという形で、ダンプを貸さないという部分を、今年、そういう実績をつくった積載業者に対して、来年度は貸出しダンプ制度を利用させないのか、それとも、町会に責任があるのではないかという形で話を進めていくのか、その辺のスタンスはどうなのでしょう。

○副市長

まず、先ほども申し上げたように、基本的には、貸出しダンプ制度そのものが、町会などの費用負担の軽減を図るところから出発しています。今、そのようなことをやられている部分について、私は最終的に見ていませんけれども、積み重機とダンプを所有している業者以外にこの条件は成立しないと思っているのです。ダンプも持っているし、重機も持っているから、貸出しダンプでお金が入れば重機はただでいいという一つの姿が成り立つわけです。ですけれども、業界的な議論からすれば、当然、ダンプしか持っていない人もいるし、重機も持っている人もいますので、やはり、バランス的に、今までは制度の中できちんと成り立っていたわけですし、基本的には、それを想定している制度なのです。まず、一義的には町会にはそういう前提で、お互いに別々に発注して、両方にお金を払ったものの負担軽減が図られるのであれば市が負担しますという制度なのだから、そのルールが破られると今の制度が全体的に壊れるということに理解を求めていかなければならないと思っています。

ただ、一方では、町会にも言い分があると思うのです。どちらにしても、安く上がればそれに越したことはないでしょうから、もし、これが成り立つのであれば、全部の町会でそうしてもらわないと困るわけですし、逆に言うと、そういう条件が業界側の方で整えるような体制であるかどうかを検証していかなければならないと思います。基本的には、重機もダンプも持っている業者はそんなに多くはないと思いますので、私が今感じているのは、高橋委員からの質問への答弁のとおり、現行制度をきちんと守るのが大原則で、それから出発して、負担が大変だというなら、また別な議論なのです。だから、基本的には、それから外れる分については、今の制度を私どもとして検証するとすれば、重機が無料になる方法で実施する分については趣旨が違うので、貸出しダンプではお金を払うことではないという形でない、バランスが崩れるわけですから、やはり、負担軽減という一つ大原則を守ってもらったほうがいいという感じもしましたので、基本スタンスとしては、先ほど申し上げたとおり、市としては貸せないという答弁をさせていただきます。

○大橋委員

答えとしてはそうだろうと思います。ただ、今、いみじくも副市長がおっしゃったように、どこの町会も無料で実施するのかという問題が来年度に残るのです。これが、今冬初めてのことでなくて、その前の冬のときには、みんながあまりよくわかっていなかったのですけれども、結局、お金を出していないのに無料で奉仕して、除雪してくれているというのが町会の認識だったわけです。でも、それは小規模だったから、何か奇特定の業者がいるというぐらいで終わったのですが、今年の場合には、積極的に片っ端から町会長に電話をして、私に仕事をくださいという行動をとったのです。それからもう一つ、その件が問題化して、この間、抽せんをしたのですけれども、2回目の排雪に当たって、以前はそういうことはとんでもないと怒っていた業者が、今度は町会に、うちも無料でやるからうちにやらせてくれという形で、もはや、その段階まで来たのです。

それで、結局、来年は、とにかく無料でやったところがあるのだという話が広まるのと、それから、これだけ議会でやれば、そういう話は表に出るわけですから、無料でやる業者がある話が広まってしまうということもあるわけです。そうすると、ここで一つのけじめとして、市の態度表明を町会なり業界にもしていただかなければならないだろうと思うのです。今度の冬が来る前にするのではなくて、この冬の反省としてどんな形で周知するのかという問題があると思っています。

ですから、その場合には、積載業者の名前などはわかっているわけですから、直接そこへの警告と、先ほど副市長が言ったように、そういうところには貸出しダンプを認めないのだから仕事はなくなるということをはっきり告げることです。それから、町会に対しては、貸出しダンプ制度の悪用が行われたので、無料ですというような形で言う積載業者を利用した町会には、貸出しダンプは出せませんということもはっきり告げることが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○副市長

当然、時期は別にしても、今、御提案があった業者対応なり町会へも趣旨を理解してもらおうという、多少ねじ曲げられているといいますか、制度の出発点も含めて周知をするということ、原課に指示をして、その辺のチェックをしたいと思っています。

○大橋委員

◎屋外スポーツ施設の利用方法について

次に、屋外スポーツ施設の利用方法のことなのですが、総合計画の中でも少し触れています。屋外スポーツ施設とって大きなものは、小樽の場合は、小樽市望洋サッカー・ラグビー場、小樽からまつ公園運動場と庭球場、小樽公園運動場、これが大きなところかと思っていますが、現在の利用状況はどういうふうになっていますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

平成18年度から20年度の3年分の利用状況で答弁いたします。小樽市望洋サッカー・ラグビー場につきましては、平成18年度が1万1,860人、19年度が8,554人、20年度が7,138人。小樽公園運動場につきましては、18年度が1万2,118人、19年度が1万4,494人、20年度が1万5,164人。小樽からまつ公園については、運動場と庭球場がございまして、運動場については18年度が6,452人、19年度が5,434人、20年度が4,269人。庭球場は18年度が4,339人、19年度が4,077人、20年度が3,285人でございます。

○大橋委員

多くの市民が利用していることはよくわかります。それから、数の増減の細かい部分は大会を実施したりいろいろなことで違うと思いますので、そこまで細かくは聞きませんけれども、全体的にそれぞれの利用状況はどのようになっているのでしょうか。順調に利用されているのか、問題点があるのか、その辺はどうでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

各施設については、大体、順調に利用していただいておりますけれども、小樽からまつ公園運動場については、望洋サッカー・ラグビー場が平成17年度にできたこともございまして、サッカーの利用が若干少なくなっております。昨年では全体の利用者の1割ぐらい減っている状況でございます。それについては、望洋サッカー・ラグビー場が利用されている状況になっているところでございます。

問題点等については、望洋サッカー・ラグビー場で言いますと芝生の問題がございまして、こちらは平成17年にできてから5年が経過しております。芝生は生き物ということもございまして、維持管理になかなか労を要するというので、利用形態としても毎週とか毎日とか使いますと芝生がすぐに傷んで使えない状況になってしまうことから、間隔をあけて利用に供しております。常時使いたいという要望がある中では、サッカー協会、ラグビー協会に御協力をいただいて、調整しながら利用に供しているという問題点があると考えております。

また、小樽公園運動場については、多くが野球で使われるのですが、野球以外の競技でも使いますし、いろいろな幼稚園の行事などでも使うものですから、そういう関係では、野球をやっている打球が転がりっ放しで、それを追うのが大変だとか、AB両面を使うものから、相手のコートに入っていくと相手とぶつかるか、相手の競技を中止させてしまうだとか、そういう問題があると聞いているところでございます。

○大橋委員

的確にいろいろと答えていただいたと思います。

今、行事に使いたいというような要望もあるということがありましたけれども、各スポーツ団体から施設に対してどんな要望が出ていますでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

望洋サッカー・ラグビー場につきましては、サッカー協会とラグビー協会の双方から、芝生がよい状態でずっと

使いたいのだと、それが一番の要望だと伺っております。そういう面では、そういうような使い方をしていくということで協議をお互いにしていきましようという話になってございます。

次に、小樽公園運動場については、利用は野球団体が多いこともございますので、野球団体のほうからは、バックネットだけではなく、外野フェンスだとかダッグアウトだとか駐車場が整備されたような野球場が欲しいという要望は受けているところでございます。それから、野球場の整備についてはもっとやってほしいというお話も出ているようでございます。

次に、からまつ公園運動場について、今、サッカーについては、あまり利用されていないということで要望はございませんでしたが、ラグビーについては練習会場に使っておりますものですから、芝生の維持を継続してやってほしいという要望をいただいております。庭球場については、テニス協会、ソフトテニス協会がございまして、施設の整備をやってほしいという話については、今年度に整備をさせていただいたのですけれども、全道規模の大会を開催するには、16面以上なければならぬことがございまして、現在は8面でございますので、造成してほしいという要望をいただいていることがございます。

○大橋委員

個別の問題についてお尋ねしますが、まず、テニスの全道大会ができるような広さが欲しいという要望はずいぶん前から出ているわけです。けれども、場所をとることができないということがあるのですけれども、からまつ公園でのサッカーの利用が減っている問題とあわせて、これからのからまつ公園という中で、テニスコートを広げることについての考え方というのは、今、持っているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

これにつきましては、そのような要望をいただいているということもございまして、従前、そういう中では財政的な状況もありまして、目の前の修繕という形に終始している状況もございまして。そういう中で、私どもとしては、テニス、サッカー、ラグビーで使っている地域なものですから、利用している各協会の意向を個々に聞いて、今後、どういう方向で進めるかについては考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○大橋委員

野球協会からは、小樽公園運動場の球が転がる問題があつて、整備された球場が欲しいという声が出ているということですが、これに対してはどんなような考えを持っているのですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

これにつきましても、今、からまつ公園のほうで答弁したのですが、そこを使っている部分は野球の団体が多いものですから、各野球団体に、一部、お話を伺っている部分もあるのですが、利用の形態ですとか、どのような形を望まれているのかを含めてお伺いした中で、どういう方向でということ考えていきたい、そのように考えている次第でございます。

○教育部長

まず、総合計画の前期計画の中に、新・市民プール整備事業のほかに、具体的に小樽公園運動場と小樽からまつ公園庭球場の改修へ向けた検討を上げさせていただきました。

御承知のとおり、小樽市で持っているテニスコートは、それほど大きくないものがあちらこちらに何か所もあるわけです。それはそれで、一つの利便性だというふうにも思うのですけれども、今、担当課長からも申し上げましたとおりある程度固まっていなければなかなか全道大会ができないということがありまして、あちらこちらにあるものを一定程度集約することも含めまして、小樽からまつ公園に全道規模の大会ができるものの整備が可能なのかどうか、委員も御承知のとおり、サッカーに使われることが少なくなってきたのですけれども、実は駐車場の問題もあるわけです。どうしても道路に出ているといったことも含めて検討していきたいと思っております。

小樽公園運動場も、実は以前にも市長がどこかで言ったのを私も聞いたのですけれども、確かに、外野手がお互

いに見合いながら野球をしているのが特徴と言えどと特徴です。何とかあそこに、観覧席をつくるかではないですけれども、外野フェンスを回して、野球場だと思えるような工事をしたいというふうには考えておりますが、その反面、いろいろな大会を見ますと、いい悪いは別として 2 面で使わないと、なかなかこなせないという部分もあるのです。御承知のとおり、小樽桜ヶ丘球場はフェンスとかもきちんとあるものですから、基本的には硬式で使います。ほかに硬式ができる場所がないわけですから。その意味で、少年団、あるいは朝野球の団体ですとか、利用団体からお聞きしているのは、仮にフェンスをつけると 1 面しかとれず、2 面というわけにはいきませんので、その辺も含めまして、今、話を進めている部分もあるのですけれども、来年度に向けて具体的に協議をしていきたいと思っています。

○大橋委員

そうですね。小樽公園運動場は、全国朝野球大会のときに、真ん中に臨時の網を張りました。それから、少年野球のほうも、とりあえず網は買ってあって、いつでも網を張れるようにしているのですけれども、ただ、むやみやたらに払いを打てないのと、網を張って撤去するのにとでも時間がかかるものですから、なかなか難しいという問題を抱えています。ひとつその辺は、小樽として久々に前向きに物を考えているようなので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎おたる水族館について

最後に、おたる水族館についてお尋ねします。

おたる水族館の施設の老朽化については、林下議員からも質問がでていますが、本年度の経済常任委員会は水族館を考えるということをやテーマにしていまして、鳥羽水族館も視察してきましたし、大竹議員と私とで私的に鶴岡市の水族館を見に行きましてお話を伺ったりしています。

ただ、よくわからないのです、水族館というのは。社長や役員に元市職員が行っていらっしや、一方にはプロパーの方々がいる。そういう経営陣と現地の法人というのはどこでもそういう構造なのでしょうけれども。そんな中で、市役所も直接あまりタッチしていないような形になっていて、市役所の中でどなたが水族館のエキスパートなのだろうか、この方に聞いたら何でもわかるのではないかと、水族館に常時顔を出している職員がいるのかというふうにと考えると、いないのです。それで、軽く触れるのですけれども、今、おたる水族館の中で、短期的に施設を改良したり拡充したりという計画を持っているのかどうかについて、最初にお聞きします。

○（産業港湾）観光振興室長

申しわけございませんが、その辺は聞いていないのですけれども、経年劣化しました施設なものですから、通常の維持補修を常時行っています。例えば、既存の施設では、トド池などもちょっと古くってきていまして、今年度と申しますか、3 月に合わせて少し直していくような話は聞いています。

○大橋委員

短期的なほうはあまり聞いていないということですが、逆に長期的な視野に立ってどうするのかという問題は聞いていなくても、市職員であり観光振興室の職員であれば、こうしたほうがいいのか、そこから、どうすべきだとか、そのようなお考えはふだんからお持ちだと思います。水族館から聞いていないとしても、長期的な部分でそういうような建替えの構想だとか将来構想について何か動きがあるのか、それから、こうした方がいいという考えがあるのか、その辺をお聞かせ願ひたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室長

基本的に勉強不足で、私自身がそういうような考えは持っていませんけれども、今まで議会でもさまざまな方から御質問がございます新館の構想ということで、これは平成 17 年度に職員を中心にした新館構想の検討委員会ということで立ち上がりました。これは、構想から基本計画を含めて全部つくっていく形で進んでいるところで、平成 19 年度に、施設の形ではなくて、水槽などの展示生物とか内容のあり方をどうしたらいいのかということ、ある

程度の形で固まったと。例えば北海道を表すのはトドだということで、今、トドは海獣公園のトド池にありますけれども、それをメイン水槽に持ってきて、一般の回遊系の魚と一緒に回遊させようというような案もあるように聞いております。

その新館構想の検討につきましては、長らくお待たせしたというか、ようやく本年12月ぐらいをめどに取りまとめることができるということで、先ほどちょっとお聞きいたしました。私どもは、47万株のうち24万株を持ってまして51パーセントを出資しています筆頭株主なものですから、まずは小樽市でということで話は申し上げたいと。ただ、取締役会とか定時、臨時の株主総会をくぐらなければ外に出せないものかもしれませんので、その辺については、また12月になった段階で御質問があれば、よろしくお願いします。

○市長

私は、4年ぐらい前まで社長をしていましたので、その当時、老朽化がすごいものですから、将来的に新しい水族館をどうするかについて館内の職員を含めて少し研究をするようにし、一定程度の議論をしまして方向性は出ているのです。ネックというのは資金の問題もありますし、今の館を営業しながら、どこへ新館を建てるのだという一歩踏み込んだところまでは行っていないものですから、その辺をどうやっていくかだと思います。役員会の中でもいろいろ意見が出ていますので、もう少し、一歩進めるような状況で私も話をしていきたいと思います。

○委員長

平成会の質問を終結します。

以上をもって質疑を終了し、本日は、これをもって散会いたします。